

平成29年6月20日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民部長兼福祉事務所長	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権・同和対策課長	江	口	清	一
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年6月20日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成29年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	1 杉 原 元 博	<p>1. ひきこもり等に関する実態と対策について 近年、若年者を中心に「ひきこもり」など自立や社会生活を営む上で困難な課題が社会問題化し、また一方で、中高年の「ひきこもり」など、長期化・高齢化も問題となっている。 佐賀県では、ひきこもり状態にある御本人・御家族が身近な地域で包括的な相談や必要な支援を受けられるよう「佐賀県ひきこもり地域支援センター」が開設された。 先ずはその具体的な内容についてお尋ねする。 (1)「ひきこもり状態にある人」の定義は？ (2)鹿島市における「ひきこもり状態にある人」の実態を把握されているか。 また、その現状は。 (3)「佐賀県ひきこもり地域支援センター」の開設を受けて、鹿島市として今後の対策は？ (4)学校現場における「いじめや不登校」の問題と、将来的な「ひきこもり状態」との関連をどのように捉えておられるのか、学校現場での対策について教育長にお聞きする。</p> <p>2. 一般廃棄物に関する行政の役割と責任について 環境問題が高まっている中、廃棄物処理行政において市町村の果たすべき役割は益々大きくなっている。 一般廃棄物処理計画（鹿島市環境基本計画）について、ポイント（何に重点をおき策定されているか）と今後の課題を市長に先ずお聞きする。 (1)一般廃棄物（家庭系ごみ）について、ルールを守られてないケースが一部あるが、行政はその実態を把握されているのか。 (2)事業系ごみについて、一部、産業廃棄物と一般廃棄物との区分が分かりにくいという問題があり、市民への啓発活動や研修会等が必要では？ (3)不法投棄や海岸漂着ごみの散乱などの現状と対策について。 (4)高齢者等に対するごみ収集支援事業について。</p>
5	12 徳 村 博 紀	<p>1. 大学・短大・専門学校進学に関する奨学金制度について (1)鹿島市の子供たちが受けられる全ての奨学金はどのようなものがあるか（大学が行っているもの以外） (2)その制度の内容と鹿島市の子どもの利用状況 (3)鹿島市が運営する奨学金制度の設立はできないのか（国の制度にプラス）</p>

順番	議員名	質問要旨
5	12 徳村博紀	<p>(4)例えば卒業後、鹿島市に帰ってきて就職・起業した場合は奨学金返済免除もしくは無利息などの若い人が帰ってきやすい環境作りとして若者の定住促進策としての考え方</p> <p>2. 高校再編統合について</p> <p>(1)鹿島高校と鹿島実業高校は今後どのような形で運営されるのか</p> <p>(2)学科・定員・校舎・名称等</p> <p>(3)高校の入試の変化や県内の通学区割りの変更</p> <p>(4)学区外の高校や高専等への学習指導や進学指導はどのように行っているのか</p> <p>(5)再編に伴い生徒や保護者への負担や注意点はありますか</p>
6	3 樋口作二	<p>1. 発達障がい者増の対策について 発達障がい者の増加で関係機関のとまどいをよく耳にするが、増加の原因については遺伝的要因のほか、現在では環境的要因も指摘されている。</p> <p>(1)鹿島市での現状とその対策は？</p> <p>(2)発達障がい者増の原因はどう考えられているのか。</p> <p>(3)環境的要因への対策について</p> <p>① 食品のミネラル不足原因説について</p> <p>② テレビ・スマホ子育て原因説について</p> <p>③ ネオニコチノイド系薬剤原因説について</p> <p>2. 地方創生の成果と今後の展望 地方創生関連事業の中で、経済や人の交流の活性化のほかに生活の魅力の再発見や発信も重要な視点と考えられているが、鹿島市ではどのように取り組まれているのか。</p> <p>(1)昨年度までの鹿島市の施策の成果と課題</p> <p>(2)明治維新150年記念事業と地方創生の関連について</p> <p>(3)インバウンド客増への日本人としての心構えについて</p>

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

まず、1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

皆さんおはようございます。1番議員杉原元博でございます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回は、大きく2つの項目について質問をいたします。

1点目は、ひきこもり等に関する実態と対策についてです。

ここ数年、ひきこもりなど自立や社会生活を営む上で困難な課題が、若い方を中心に社会問題化しております。また一方では、中高年のひきこもりなど、長期化、高齢化も問題となっています。

先月16日付の佐賀新聞に掲載をされていましたが、佐賀県ひきこもり地域支援センターが佐賀市内に開設されました。ニートやひきこもりの若者の自立をサポートするNPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）が受託運営し、相談へのワンストップの対応や訪問型支援を手がけ、武雄市にもサテライトを設けるとのことです。

ひきこもり等については、実態の把握や対応の困難さを多くの方も指摘をされていますが、今後、ひきこもり状態にある御本人や御家族が、身近な地域で包括的な相談や必要な支援を受けられるようになり、佐賀県でも第一歩を踏み出したと言えます。

最初に、佐賀県ひきこもり地域支援センターについて、相談や訪問対応など具体的な内容についてお尋ねをします。

2点目の質問は、一般廃棄物に関する行政の役割と責任についてです。

環境問題が高まっている中、廃棄物処理行政において、市町村の果たすべき役割はますます大きくなっています。また、廃棄物処理に対する市民の意識も高まっており、市民の健康や生活環境にも大きく影響してまいります。

幸いに、鹿島市は環境整備事業、環境行政は、佐賀県内10市10町の中でトップクラスであると思っております。しかしながら、その一方で不衛生だとか、また、ルールが守られていないなど、市民の方からも時々相談などがあります。

鹿島市では、大きくは5カ年の計画として鹿島市環境基本計画があり、そのもとに一般廃棄物処理計画がありますが、何に重点を置き策定されているのか、そのポイントと今後の課題について、まず、市長にお尋ねをいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答でお願いします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

順序は逆になりましたけど、私御指名でしたので、環境関係からお答えをしたいと思います。

環境基本計画と、それから、一般廃棄物の処理を取り上げてお話をされましたけど、正直、環境行政の仕組みと申しますか、制度というのは大変わかりにくい仕組みになっているんですよ。担当者でもなかなかわかりにくいんじゃないかというぐらい入り組んだ仕組みに

なっています。まさに積み木細工のような構成になっていまして、これはなぜかという、それぞれの経緯とか背景がございます。そこを話しておかないと、最後のところにつながらないので、取り上げられた2つだけを取り出して、ちょっとお話をしてみたいと思います。

廃棄物の処理のほうは、いわゆる産業廃棄物処理法、その系列で仕組みができています。それから、もう一つ環境基本計画のほうは、環境基本法というものの流れの中でつくられているんですが、実は、これは出だしが少し違いまして、産廃法のほうは、もう50年近くなりますか、一番出だしは、その前にあった伝染病の関係で、伝染病を防がないといけないねって話から始まっています、清掃法とか、そういう流れの中で、じゃ、どうするか。特に高度成長に入っていきまして、ごみの大量発生をとりあえず対策を講じようじゃないかということのできたのが産業廃棄物処理法というのがございます。

それから、もう一つは、社会問題になりました、いわゆる公害対策ですよ。公害対策というのが、社会が複雑化してきますと、だんだん目が向けられるようになってくる。中には特別なといいますか、他の地域では見られないような病気が出てきたりという話になりますので、これはもう少し手前で、平成5年に、それまでございました公害対策基本法とか、幾つかの法律を骨にしてつくり上げられた制度でございます。

環境基本法の中身は、簡単に言えば、理念は1つでございまして、環境負荷の少ない持続的な発展可能な地球をつくるのに、みんなで努力していこうじゃないかというのが、今、基本になっております。

この2つだけ取り上げてお話ししましたが、完全に違うものではございませんで、現時点では環境基本法の下位法、つまり上下関係になっていまして、このフレームの中で両者の関係は終了されるということになっております。

したがって、それぞれの基本計画も、国、県、あるいは市町村という流れの中で計画ができていきますけれども、完全にオーバーラップはしていませんが、今お話をしましたように、一番最初の理念のところ、それぞれの制度で表現をされているということでございます。

私たちのまち鹿島市も、それぞれの基本計画、鹿島市の環境基本計画、鹿島市の一般廃棄物処理計画も持っております。このほか、さらに私たちのまちでは、伊万里にございます広域組合、これは御承知ですよ。これの基本計画というのがございますから、それがきれいに独立しているんじゃなくて、同じような理念のもと、同じような対応しないといけないところはオーバーラップして整理されているということで、冒頭申し上げましたように、なかなか全体がわかりやすい仕組みにはなっていないと。ただ、わかりにくいということは、できが悪いという意味じゃなくて、ある意味で念を押して、それぞれに表現されているというふうにとってもらってもいいと思います。

それで、お話がございました環境基本法、さっき申し上げましたように、公害の発生を防ぎましょう、地球環境問題に対応しましょうということのできているものですから、その下

に——御質問とは関係ないんですが——循環型社会形成基本法、それから、生物多様性基本法というのができておまして、これらが一緒になって市町村の環境基本法に結びついていくと、そういうふうになっておるわけでございます。

環境基本計画の中身でお話をしますと、まず、基本計画をつくらんといかんと、それから、環境基準もつくらんといかん、それから、公害を防止しましょう、で、環境保全をやりましょうね。その中で、お話がございましたポイント、数多くあるんですけど、主として一般廃棄物処理にかかわるやつを4つだけ御紹介しておきますと、1つは地球温暖化対策というのが掲げられております。次が生物多様性、それから、物質循環、これは水環境の保全ということでございまして、これらを頭に置きながら、現在、私たちのまちでは、これまでありました基本計画を時代に合ったように直そうということで、基本条例も持っていますから、それに従いまして、審議会にお願いをしまして、先般、第1回の審議会を開催いたしました。新しい基本計画を策定準備中と、そういうふうに理解をしていただきたいと思っております。

次に、廃棄物処理計画、実は環境基本計画はどっちかというところと理念計画でして、余り具体的にああせい、こうせいということは書いていないんですよ。むしろ、そういう意味で、現場でどういうことが起きるだろうかということをお考えいただくとすれば、一般廃棄物処理のほうに関心を持っていただければいいと思っておりますけれども、これは、現時点で持っておりますのは、28年4月にできているものでございます。

これについては、基本方針の1番はリサイクルですよ、分別収集とリサイクルが掲げてあります。2番目が、焼却をしないごみをどうするか、これは当然、最終処理しませんので、環境を汚染しないようにちゃんと監視を強めていきましょうねという計画になっております。3番目が、関係市町とよく連携をとっていきましょうというのがポイントでございます。4番目が、今度は鹿島・藤津地区で持っております浄化センターがございましてね。その浄化センターと連携をとっていきなさいという話になっております。

ここからは少し処理とは離れますけれども、処理計画の中のポイントは、環境学習をちゃんとやらないといけないねと、環境学習のほうが出ております。それから、6番目が、処理を委託して、我がまちは対応していきましょう。次が実は、杉原議員が一番関心をお持ちの分じゃないかと私が思う場所なんです。7番目に、ごみ出しルールを徹底しようというのがポイントになっております。ある意味では、そういう切り口からしたら、この部分が一番大事な部分ではないかと思っております。

そのこのいわば現実的な展開としまして、市の環境衛生推進協議会がございまして。それと区長会、それから、美化の推進員がおられます。で、一生懸命努力をさせていただいております。さっきお話がございましたように、我が県でもかなり先進的なごみの処理を対応していただいているということにつながっているんじゃないかと思っております。

大事なものは、市民の皆さんの確実なごみ出しでございまして、ここはごみ出しステーショ

ンの管理ということでございまして、振り返りますと、ごみ出しルールの徹底というのがポイントになっております。ただ、それでも、お話がございました課題がございまして。課題はまたいっぱいあるんですけども、このうち4つだけ挙げてみたいと思います。

1つは、分別収集、これは平成12年だったと思います——からやってもらって、かなり長期にわたってしっかりやってもらっているんですが、せっかくやってもらっているのに、1番目、不法投棄、それから、ごみを散乱させてしまうという、ごみ出しステーションといいますか、その近辺の整理がうまくないんじゃないか。

2つ目、一般廃棄物には御承知のとおり、家庭系と事業系がございましてね。事業系の一般廃棄物の処理をもう少し徹底してやる必要があるんじゃないか、これが2番目なんですよ。

あとは少しピックアップして取り出しますが、生ごみの処理、これが課題でございまして。最終的には、これを資源化するとすれば、堆肥化あるいは飼料——動物の餌ですね。それにできればかなり循環といいますか、省資源とも言えますですね。そういうことにつながるんだろうということでございまして、ここを今、鹿島では実験的に地区を定めて、みんなで推進してもらっているということです。

もう一つは、コメントしておいたほうがいいだろうと思いますのは、粗大ごみ対策ですね。粗大ごみが難物でございまして、当然、物が大きいということと、材質がかなりいろいろなものがございまして。処理を誤りますと、今度は公害なり別の問題を引き出すという材質も含まれておりますので、この粗大ごみ対策、これを対象にすると。

これからは、幾つか課題がある中で、その4つぐらいが我々のまちといいますか、課題だろうと。最終的には、処分場が既に稼働しております伊万里のセンターですよね。そこと連携をとりながら対応していかないといけないと思っております、伊万里のセンターはかなり順調に今滑り出しておりますので、あと、それに収集して持っていくルート、あるいは規模ですよね、何度も何度も行くとロスができますので、その規模をどうするかとか、それから、出てまいります副産物、その処理とかいうものが議論をされておりますし、これからもされるんじゃないかと思っております。

一般廃棄物の処理を中心にして、現状と、それから課題、ポイントを挙げながら御説明をさせていただきました。

以上でございまして。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、大きな項目1番目の、ひきこもり等に関する実態と対策についてお答えいたします。

まず、杉原議員が先ほどおっしゃった、佐賀県が特定非営利法人NPOスチューデント・

サポート・フェイスに委託しております佐賀県ひきこもり支援センターの具体的な内容について申し上げます。

佐賀県ひきこもり地域センター設置運営事業実施要綱によりますと、同センターの目的は、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とする支援を行うものであり、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることと掲げられております。

既に5月15日から開所されており、佐賀事務所では月曜日から金曜日、武雄サテライトでは月、水、金、いずれも午前11時から午後6時まで開いております。

センターの主な業務内容については、まず、電話、来所相談として、臨床心理士等の専門スタッフが本人または家族、関係者等と話し合いながら、一人一人の状態に応じた支援を行い、必要に応じて適切な機関を紹介するなどの活動を行っております。

次に、訪問支援として、本人がセンターに来所できない場合など、訪問支援を行ってまいります。その際、電話相談などを通じて、本人の状態や周囲の状況等を慎重に確認した上で訪問されているということでございます。

これらの相談については、原則予約制となっているようです。まずはお電話でお尋ねいただければいいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

それでは、最初の質問のひきこもり等に関しての実態と対策について、一問一答でお願いします。

この前の3月議会でも、樋口議員がひきこもりの方への対応について質問をされておりました。職場や学校、また、近隣の方々などと、家族以外の人との交流ができない状態で自宅に引きこもっている場合、また、社会的参加ができない状態ではあるが、時々買い物などで外出することがある方など、ひきこもりの状態はさまざまであり、その判断が難しい場合も多いと思います。

ひきこもりにある人の定義をどのように捉えておられるのか、最初にお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

ひきこもり等に関して、定義をどのように捉えておられるかというお尋ねでございますが、厚生労働省の資料によりますと、さまざまな要因の結果として、社会的参加——これは、具

体的に申し上げますと、就学、就労、家庭外の交遊などでございます——を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態ということです。他者と交わらない形での外出は、ひきこもりというものに入ってくるというようなことでございます。それらを示す現象概念というふうに位置づけがされているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

ここに、ひきこもり等に関する調査結果というのがございますが、佐賀県が、地域で社会的支援を必要とする世帯の相談を受けたり、状況を把握しておられる民生委員や児童委員の方2,105名を対象に、15歳以上のひきこもりの人を把握しているかなど、そういった質問をされて、1,457人から回収した調査結果があります。

回収率が69.2%、調査基準は平成29年3月現在となっております。

それによりますと、県内で把握できたひきこもりの人は644人で、県の人口の0.09%となっております。もし、民生委員や児童委員の方全数の回答があったとして推計をしますと、644人割るの69.2%で、ひきこもり等にある該当者は931人となります。

性別の割合は、無回答を除いて、男性が女性より約2.4倍高い60.4%に上っています。

年代別では、15歳から39歳が182人で、全体の28.7%に対し、40歳以上が452人で、71.3%であり、年代が高いほど多くなっております。予想以上に中高年者の割合が高いと感じました。

また、引きこもっている期間は、3年以上に及ぶ割合が72.3%、5年以上に及ぶ割合が58.2%と半数を超えています。

また、県内の地域別で見ますと、杵藤地区が644人中160名で、15歳以上人口に占める割合が0.12%、これは、県内の各地域別で見ると一番高い数値になっております。

そこで、鹿島市におけるひきこもり状態にある人の実態をどう把握されているか、また、その現状についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

鹿島市におけるひきこもり状態にある人の実態の把握ということでございます。

なかなかこの実態を把握するというのは、非常に難しい問題であるとは認識しておりますが、先ほど杉原議員より紹介のあったとおり、県が本年3月、各市町の民生・児童委員の方を対象に、現在把握しておられる範囲で、ひきこもり等に関する調査を行われております。

そこで、同調査における鹿島市の状況について申し上げます。

このことは、本年の3月議会で一般質問の折、御報告した経過がございますので、その数値を改めて申し上げたいと思います。

鹿島市の全民生委員・児童委員96人のうち、59枚をこの調査で回収しております。回収率は58.3%です。

その回答によりますと、ひきこもりの人数は、市内で33人、うち男性は21人、女性が8人、性別まではわからないが4人となっております。

次に、年代別では、10代が3人、20代が3人、30代が6人、40代が7人、50代が9人、60歳代以上が5人というような状況でございました。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

今、答弁いただきましたが、鹿島市においても、ひきこもりの実態としては、男性が7割近く、圧倒的に多いということでした。また、年代別に見ても、30代以上、特に40代や50代、60代、また、それ以上の中高年層の割合が高いようです。

佐賀県が、今回5月15日にひきこもりの支援センターを立ち上げました。その開設を受けて、鹿島市としての今後の対応についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

佐賀県ひきこもり地域支援センターの開設を受けて、鹿島市として今後の対応はということでのお尋ねでございます。

佐賀県ひきこもり地域支援センターの業務を受託している団体である特定非営利法人NPO スチューデント・サポート・フェイスにおいては、これまでも佐賀県子ども・若者総合センターやさが若者サポートステーションなどを運営されており、ニートとかフリーター等、若者の自立支援に取り組まれて、数々のノウハウを蓄積されていると聞いております。

今回開設された佐賀県ひきこもり地域支援センターにおいては、対象者が若者だけでなく、全ての年代ということで、従来、相談窓口がなく困っていらっしゃった中高年の方々にも門戸が開かれたという点で、ひきこもり支援が一步前進したのではないかというふうに思います。

そこで、鹿島市としての今後の対応ですが、先ほど申し上げたとおり、本市においても、中高年のひきこもりが増加している状況にあると考えられますので、生活困窮者自立相談支援事業や就労準備支援事業など多くの場面で、佐賀県ひきこもり地域支援センターと連携していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ひきこもりに関しては、把握が非常に難しいと思いますが、特に家族の方が相談されない限りは、なかなか把握することや支援することも難しいのが現状ではないかと思います。

市として、どこまで介入していいものか、地域の民生委員さんや児童委員の方との連携について、市として相談しやすいような身近な窓口が必要だと思います。その点をどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

市として、民生委員さんや児童委員さんなどとの連携について、どのように考えているかというふうなお尋ねかと思いますが、杉原議員おっしゃるとおり、地域における身近な相談相手としては、やはり民生・児童委員さんの皆様だというふうに認識をしております。民生・児童委員の皆様が日常生活における多岐にわたる心配事に対して、相談者に寄り添っていただいているため、市としても、民生・児童委員の皆様との連携は欠かせないところであるというふうに認識しております。

市においては、毎月の各地区の民生委員・児童委員協議会や地区会長会、それと研修会、各地区地域福祉懇談会などに出席し、情報や意見交換を行い、市への相談がしやすい体制づくりに努めているところでございます。

また同時に、生活困窮者自立相談支援事業や就労準備支援事業など、多くの場面で民生・児童委員の皆様と連携を図られている社会福祉協議会との連携も必要であると認識しております。社会福祉協議会の支援員と福祉課の相談員が定期的に訪問や面談、支援を重ねた結果、具体的にひきこもり状態から就学や就労に結びつけた事例もございます。

今後も、民生委員・児童委員、それと社会福祉協議会との連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

大人になってからは、仕事につくということが本人にとって非常に大きいと思います。就労準備支援や自立相談支援、こういったことは非常に大切であると思っております。先ほど答弁にもありましたように、市への相談がしやすい体制づくりを今後さらに強化していくべ

きだと思えます。

次に、卒業後、就職ができなかった、また、仕事上での悩みやストレス、さらに失業したことが原因で、大人になってからひきこもり状態になる人もおられます。一方で、いじめや不登校などが経緯となっているケースも見受けられます。

学校現場におけるいじめや不登校の問題と将来的なひきこもり状態との関連をどのように捉えておられるのか、今度は学校現場での対策について、まず、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

ひきこもりにつきまして、学校現場でいじめ、不登校の問題との関連のお尋ねだと思っておりますが、まず、義務教育を卒業した後、こういった状況にあるかということにつきましては、個人情報の保護という観点で、中学校側で把握することは非常に難しい状況にございます。ただ、高校に進学した子供たちについては、高校からの情報等はある程度頂戴することができておるということでございます。

関連がどの程度あるのかということにつきましては、文部科学省においても、調査が詳しくなされたということは聞いておりません。あくまで個人情報ということで、聞き取れる程度のことしか聞き取れていないと。結果につきましては、詳しいことはこちらでは把握をしております。

ただ、やはりいじめとか不登校が原因で、将来、ひきこもりになったというケースがあるということは承知をしております。そこで、やはりいじめとか不登校ができるだけ生じない、未然に防ぐという取り組みには力を入れなくてはいけないと思っております。

まずもって、いじめにつきましては、各学校でいじめ防止対策委員会というものを設置しておりますし、この会議につきましては、外部の方を含めて入っていただいて、必ず年に2回は協議をするようにしていただいております。

また、最近はコミュニケーションツールにかかわってのいじめも非常に多発しておりますので、いわゆるネットトラブル等の未然防止を目的として、2年前になりますけれども、27年12月に「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」、そして、「小中学生のインターネットの安全利用の約束」というものをPTAの方と一緒に作成し、各保護者の方、子供たちにも周知をして、ある程度効果を上げているという状況でございます。

それから、これも27年度からになりますけれども、いじめ防止強化週間というものを設定いたしまして、各学校で、この週間には必ず一日観察日というものを実施していただいて、子供たちの状況をじっくりと観察するという取り組みを始めております。この取り組みにつきましては、今現在は、各学期に1回はやろうというような状況になっております。最低限、

年に2回はやっておるところでございます。

それから、やはり教職員が情報共有をするということが非常に重要でございまして、また、いじめに関しての芽を見抜くという感覚、それをしっかりと持ち合わせなければいけません。アンテナをしっかりと張って、個人の感覚の育成というものにも努めております。

次に、不登校対策につきましてですけれども、これにつきましては、いろんな方たちが携わっていただいております。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、それから、学校生活支援員などの人的配置を行いまして、学校現場の支援を進めております。

また、各学校でも独自に教育相談担当者というものを設定しておりまして、配慮を要する子供たちにつきまして、複数の教員がかかわって指導体制をつくるようにコーディネートしております。子供たちへの声かけはもちろん、家庭訪問をやっていただいております。支援を組織的に実施していただいております。

また、中学1年生になって不登校にならないようにという観点で、いわゆる中1ギャップというのがよく言われておりますけれども、それをできるだけ防ぐために、小中連携で先生方が情報交換を行って、情報を共有しながら、子供たちに接していくということをずっと続けております。

また、中学校に入りまして、いろんな子供たちがいるわけなんですけれども、どうしても居場所がつかれないと、友達もなかなかつくりにくいというような場合に対応するために、東部中学校、西部中学校どちらも設定をしておりますけれども、リフレッシュルームという部屋を、昼休みに自由に使用できる部屋を設定して、居場所づくりにも取り組んでいただいております。

それから、先ほど来から話があっておりますけれども、スチューデント・サポート・フェイイスの取り組みが、実は昨年度から、いわゆる学校のほうにも支援をしていただくというふうになっております。訪問支援、いわゆる家庭訪問をしていただいております。そして、子供たちに、あるいは保護者の方に接していただいております。とにかく子供が学校復帰できるようにというサポートをしていただくような体制がつくられております。

それにあわせて、これも昨年度からになりますけれども、学校に、いわゆる適応指導教室の分室というものを設けることができるようになっておりまして、今年度から鹿島では西部中学校のほうに分室を設定させていただいております。

そういうことで、県の取り組みをできるだけ必要に応じて取り入れながら、学校を支援していくという体制をとっているというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

今、教育長のほうから、学校現場においてのいろんな対応というのを詳しく説明していただきました。このいじめや不登校、こういった問題というのは非常に根が深いものがあります。学校での不登校の児童・生徒、それから、大人になってからのひきこもり状態の人、この共通点も非常に多いかと思えます。不登校やいじめ等に関する学校現場での職員会議や教職員に対する研修会などの実施状況について、最後にお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

学校における研修会等の状況ということでもありますけれども、まず、研修会以前の問題で、やはり学校が楽しい学校だと、行きたい学校だと、そして、授業もわかる学校だというふうな状況をつくるのが、学校の一番の務めではないかというふうに思っております。

それからまた、子供たちにとって、やっぱり自分が大事にされる、そして、自分が認められるというような自己肯定感とか自己有用感というものをしっかりと味わえる、体得できる、そういった学校にしていかななくてはいけないということで、まずもって先生方をお願いをしておくことは、わかる授業をやっていたきたいと、そして、わからないところがあれば、それは補充を必ずやっていただきたいということをしております。

やはり学校というのは勉強する場所だということで、もちろん、これはペーパーだけではなくて、いろんな体験もしなくてはいけないわけなんですけれども、そういったものを含めて子供たちが育っていきける、そういった環境づくりをやっていたきたいということをしております。

また、いじめとか不登校に関しましての研修会は当然やっておるわけでありまして、いろんないじめの調査とか、あるいは、これまでの過去の事象等を含めて検証したり、まずは子供たちの状況を先生方が共通理解するというところで、確実に情報交換の場を設けていただくようにしております。

また、配慮を要する子供さんがあるようなときには、いわゆる関係機関ですね、福祉事務所とか、児童相談所とか、あるいは場合によっては警察も入ったりいたしますけれども、そういった関係機関との連携をとりながら、対策に取り組んでいただくということを行っております。まずは子供たちをしっかりと見詰めていこうということに力を入れていただいております。

いろんな調査を行ったりしておりますけれども、Q-Uアンケートにしてもそうですし、子供たち自身が人権週間に人権について考えるとかいうようなことも取り組んでいただいております。まず、子供たちがお互い認め合うという雰囲気づくりに力を入れることが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

わかりました。佐賀県としても、ひきこもり地域支援センターが開設されたことで、大きな一歩を踏み出したと思っております。鹿島市もこれをよい機会と捉えて、私たちのこの市から、ひきこもりで苦しんでおられる御本人や御家族の方を少しでも減らしていただきたいと思っております。そして、ひきこもり状態にある方々が社会参加をしていかれることを強く希望して、この質問を終わります。

次に、2点目の質問に移ります。

先ほど市長から、鹿島市環境基本計画並びに一般廃棄物処理計画について、そのポイントを中心に詳しく説明をいただきました。非常に難しく、なかなか整理をするのが大変だなというふうに感じました。

総括質問でも述べましたが、鹿島市は環境行政、環境整備事業の面で、他の市町と比較して非常にすぐれていると思っております。しかし、その一方で、一般廃棄物家庭系のごみのルールが守られていないというケースも多く見受けられます。行政は、そのあたりの実態をしっかりと把握されているのか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

家庭系のごみ出しのルールにつきましては、先ほども市長からありましたように、鹿島市環境衛生推進協議会や各地区の区長さん、それと、各地区の環境美化推進員の皆さんの協力のもと、市民の皆さんの御理解と御協力により、県内でも分別の先進地であり、スムーズな集積が行われているところでございます。

しかしながら、一部の方がルールを守らないでごみ出しをされる方が時々見受けられます。ごみステーションにルール違反して出されたごみにつきましては、違反ごみ袋に注意書きのシールを張り、注意を促し、また、ごみ出しされた方がわかるものにつきましては、ごみステーションを利用される方々でお互いに注意し合って御利用をいただいているところでございます。

また、違反ごみを出された方が不明な場合は、収集業務をされている業者の方から、ごみの場所、種類、内容などが市の担当者のほうに連絡が入ることになっていまして、その都度適切な対応をとっているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

次に、事業系ごみについては、一部産業廃棄物と一般廃棄物との区別がわかりにくいという問題があります。

そこで、市民への啓発活動や研修会がもっと必要になってくるのではないかなと思っておりますが、市報での案内、また、適正処理のための冊子の配布などで徹底をお願いしたいと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理及び清掃に関する法律の第2条に規定するものであって、一般廃棄物は産業廃棄物以外のものとなっております。

また、一般廃棄物につきましては、一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物と事業所から排出される事業系一般廃棄物があります。

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもので、家庭系のごみなのか、事業所から出たごみなのか、区別がわかりにくいものと言われております。例えて言えば、事務所などから出てきます紙くずや弁当殻などがこれに当たります。

事業所から排出される一般廃棄物につきましては、事業所の責任において一般廃棄物許可業者へ依頼し、処分することとなっております。量の多少にかかわらず、ごみステーションに出すことはできません。しかしながら、小規模な個人事業者から排出されるごみにつきましては、ごみステーションを利用される地区の承諾のもと、家庭系一般廃棄物と同様に出される場合がございます。

一般廃棄物のごみ処理については、出前講座の開催やごみ分別の冊子の配布、市報を通してお知らせしておりますが、引き続き啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

引き続き啓発活動に努めていかれるということで、よろしく願いをいたします。

本年3月5日、日曜日でしたが、ラムサール条約登録地であります肥前鹿島干潟新籠海岸の見晴らし台望遠鏡等設置除幕式がありました。その後、新籠海岸周辺のクリーンアップ作戦がありました。私も参加をしましたが、場所によっては非常にごみが多いと、すぐにごみ袋がごみでいっぱいになったということを思い出します。特に海岸付近では、ごみの散乱も多くて、また、海岸漂着ごみなども含め、環境美化の観点から対策が必要だと思われま

その点について、ごみを捨てさせない環境の形成や定期的な清掃活動など、対応について答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

海岸の漂着ごみにつきましては、有明海は内水面で、国外からの漂着ごみはほとんど見受けられませんが、一般家庭ごみやカヤとか水草などが多く見受けられます。

対策につきましては、通称海岸漂着物処理推進法というものがございまして、海岸管理者が処理のために必要な措置を講じるということになっています。鹿島市の海岸につきましては、佐賀県が海岸管理者になっておられまして、地元や土地改良区へ監視の業務を委託されております。特に大きい漂着物の報告があった場合は、その都度処分を行われていますが、通年での漂着の回収は行われていません。

しかし、年に一度、有明海沿岸4県の漁業協同組合が一斉に、有明海沿岸一帯をクリーンアップ作戦として美化活動が行われていまして、ことしは8月30日に予定をされています。

また、鹿島市においては、肥前鹿島干潟のラムサール条約湿地登録を機に、北鹿島海岸を中心に、市内では海岸清掃や河川の清掃を市民の方々で行っていただいているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

次に、不法投棄について質問をいたします。

鹿島市だけに限らず、不法投棄については、いろいろと問題にもなっております。不法投棄の実態について把握されていること、そして、それに対しての今後の対応についてお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

不法投棄につきましては、いまだに月二、三件程度あっており、発見次第、回収を行っているところでございますが、一部悪質な不法投棄の現状が見受けられ、対応に苦慮しているところでございます。

悪質な不法投棄を監視、抑制するために、山間部や海岸等を重点に、週1回パトロールを行っているところでございます。

また、不法投棄が集中する場所については、監視カメラを設置して対応していますが、減少しないのが現状でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

今の答弁で、悪質な不法投棄の現状が見受けられると言われておりました。具体的に把握をされているということですね。この場で、その悪質な内容を答弁できますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

市内のごみステーションから、時には他の市町のステーションからでありますけれども、資源ごみである衣服を持ち出して、市内の特定の——これは山間部なんですけれども——に、袋から出して、それをのり面とか木の枝にばらまいて、毎回する方がいらっしゃいます。初めのほうはパトロールして、見つけ次第、処理をしていましたけれども、それが数年繰り返されました。

現状としましては、しばらく様子を見まして、監視状態を現在やっているところでございます。昨日もその現状を見に行きましたけれども、またちょっとごみがふえている状況でございます。

対処としましては、警察のほうに届けましてパトロールの強化をお願いしているところでございます。また、うちのほうもパトロールを行いまして、監視カメラを設置して対応しておりますが、それをやられる方の特定に至っていないというのが現状でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ぜひ不法投棄根絶のために、今後も突き詰めて特定していくことが必要だと思っております。

一般廃棄物処理の問題、さらに環境とのかかわりについて、私たち市民の理解も必要で、その役割も大きいかと思います。ごみの分別やリサイクルの徹底、清掃活動や環境保全活動などへの参加、身近なところからさまざまな行動が求められると思います。そして、製造業や流通業を初め、事業者の役割も大きいものがあります。

私は以前、長く流通業界に勤めておりました。例えば、身近なことで言えば、買い物袋持参運動、いわゆるマイバッグへの協力を呼びかけ、お客様、一般市民の皆様も買い物袋を持参して、少しでも資源を大切にしよう、そして、ごみが出ないようにするなどの行動を起こしてまいりました。このことは、事業者とお客様、一般市民の相互協力によるものであります。

また、昨年12月議会の折に私が一般質問をしました食品ロス削減についての中でも、食品の廃棄を減らす取り組みの重要性を訴えました。そのことが生ごみの削減、ひいてはCO₂の削減にもつながり、地球環境に優しい効果が期待できます。

さらに、鹿島市の行政の役割も大きく、市民と事業者、そして、行政の三者がうまく協働——協働といますか、役割分担をしながら取り組んでいくことが求められると思います。鹿島市が他の市町のモデルとなるように、ぜひその取り組みをお願いしたいと思っておりますが、意気込みも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

鹿島市は、県内の市町の中でも先駆けて、平成12年度より本格的にごみの分別収集を開始し、焼却ごみの減量化に取り組んでまいりました。また、さらにごみの排出量の削減としまして、再資源化の強化を図るために、平成23年度より鹿島市環境衛生推進協議会と各地区の環境美化推進員さんと協力し、生ごみの減量化に取り組んでおります。

具体的に申しますと、まず、テストケースとしまして、馬渡区の世帯約30戸で、生ごみの堆肥化を目的にした分別収集を行った結果、かなりの生ごみの減量が図られました。また、堆肥については、協力地区の方へ無料配布を行いまして、今では馬渡だけでなく、行成、末光、執行分、井手分区と広く取り組まれています。

効果を見ますと、平成23年度の延べ参画世帯409軒、生ごみ重量7,682キログラム、堆肥重量が2,630キロであったのが、平成28年度では、延べ参画世帯が7,689軒、生ごみ重量が2万7,397キロ、堆肥重量が7,709キロとなり、初年度より参画世帯は約19倍にふえまして、生ごみ排出量が約20トン減少できました。で、堆肥が約3倍近くでき上がり、利用者に喜ばれています。

協力いただいた地区の方からは、ごみ出しの日の袋が軽くなったとか、生ごみのにおいがしなくなった、堆肥を利用できるといった評価をいただいているところです。

この取り組みを全市に広げるためには、生ごみの処理能力の問題や処理スペース、収集方法などさまざまな問題がございますが、一つ一つ課題を乗り越え、将来的には事業系の生ごみとか、あと、下水道の汚泥処理も含めて、循環型社会の形成を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

わかりました。

それでは、最後に、今後ますます高齢化していく社会において、さらに深刻さの度合いを増していく問題について質問をいたします。

高齢者等に対するごみ収集支援事業についてです。

家庭から排出されますごみなどをステーションへ持っていくことが困難な高齢者、あるいは障害者の方を対象とした収集体制について、どのように構築したいと考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

ごみ出しが困難で、できない高齢者の支援につきましては、以前より環境下水道課、福祉課、保険健康課、あと市民課の関係部署で、対策について議論をしてきたところでございます。

ごみ出しの支援制度のタイプとしましては、2つのタイプがございまして、まず1つ目として、直接支援型は、制度の運営も、利用世帯からごみ出しの収集作業を、委託を含め自治体が行う場合と、2つ目のコミュニティー支援型は、自治体やNPO等地域全体によるごみ出し支援活動を、行政が運営費をバックアップするという仕組みがあります。どちらのタイプもごみ収集と同時に声かけ安否確認なども行うものですが、いずれも長所、短所がありまして、地域の実情に合った仕組みを検討していきたいと思っております。

課題としましては、1つ目が、実際にごみ出しに困っている高齢者などの対象者がどれだけおられるのかということと、2つ目が、運ぶごみの種類と、あと、どこからどこまでを運ぶのか、家の中からか、玄関までなのか、ごみステーションまでなのかということですが、こういったものですね。3つ目に、利用世帯の家族構成や介護認定の状況などの個人情報になるため、取り扱いの管理が考えられます。

高齢者のごみ出し支援につきましては、引き続き関係部署と協議を行いながら対応を行っていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

この高齢者等に対するごみ収集の支援体制について、いろんなところからの支援が必要であると思いますが、保険健康課のほうから、何かそういった支援とかというのは考えられておりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

高齢者福祉の担当のほうからお答えをいたします。

現在、ごみ出しなど、家事援助という形で支援を行っているサービスにつきましては、介護保険制度を利用した訪問介護、ホームヘルプサービスと、市の事業として実施している介護保険以外のサービスとしてのホームヘルプ、軽度生活援助事業という事業がございます。こういったものを活用して、今、ごみ出しなどの支援を行っているところでございますけれども、介護保険法の改正によりまして、介護度が軽度の方については、市町が行う地域支援事業という形でのサービス提供を行うこととなりました。これまでは有資格のヘルパーさんがサービス提供することが条件でございましたけれども、今後は、例えば、ごみ出しだけが困っておられるなどは、地域のボランティアや自主的な助け合いにより支え合う仕組みをつくることが求められているところでございます。

鹿島市におきましては、平成28年度、昨年度より鹿島市社会福祉協議会に委託をし、生活支援体制整備事業という事業を実施しております。これは、地域にどのような社会資源があるのか、どのようなサービスが不足しているのか、そのニーズに対するサービスをどのようにすれば提供できるのかという研究、検討する事業でございます。

平成28年度末から研究会を立ち上げて、現在、鹿島市にどのようなサービスが必要なのかななどをテーマに、市民の方と話し合いを行っているところでございます。この中でも、高齢者のごみ出しなど、介護の専門職でなくてもできるサービスも課題の一つとして取り上げておりますので、今後、どのような形でこのサービスにつなげていくことができるか、研究していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

この一般廃棄物家庭系ごみの問題は、私たちの日常生活に非常に密接に関係しております。市民の皆様が快適に生活できるよう、行政として万全な取り組みを期待します。

また、先ほど質問しました高齢者等に対するごみ収集支援事業については、多くの課題があることを改めて認識した次第でもあります。各家庭の状況の把握や、どの程度の支援が必要なのか、さまざまであります。今後ますます多様化する支援事業がスムーズに行っていくよう、しっかりとした支援体制を望みます。

今回、一般質問しましたひきこもり等の実態と対策について、それから、この一般廃棄物に関する役割と責任については、2項目とも難しいテーマだったと思いますが、それぞれ詳細にわたって答弁をしていただきました。今後も、安全で暮らしやすい鹿島市を目指し、市民の皆様の声を大切に頑張ってまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

皆さんこんにちは。12番議員の徳村博紀でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、教育関連を大きく2つ質問したいと思います。

まず1点目は、大学・短大・専門学校に進学する奨学金制度について質問いたします。そして、2つ目が高校再編統合についてでございます。奨学金制度につきましては、国の制度が本年度から一部改正をされておりますし、高校再編統合につきましては来年4月からのことでございますから、高校3年生、中学3年生、ともに受験生に関係のある内容でございますので、わかりやすく、しっかりと御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1つ目の大学・短大・専門学校進学に関する奨学金制度について、質問を始めたいと思います。

本年4月から新しい奨学金の制度が導入をされました。奨学金は、勉強や研究をする人たちを支えるための大切なお金でございます。これまで国の奨学金は返済が必要な貸与型だけでしたが、今回からはお金を返さなくてもいい給付型が加わりました。特に経済的に苦しい私立大学生ら約2,800人には、2017年度から給付を受け付けます。そして、来年4月からは、毎年1学年当たり2万人が支給対象になります。給付型奨学金は、大学や短大・専門学校に通う学生に毎月20千円から40千円が支給されます。もらえる金額は、自宅から離れて下宿して私立大学に通う学生が月40千円、自宅から通う私立大学生と下宿する国立大学生は月30千円、自宅から国立大学に通う学生は月20千円受け取ることができます。

大学に通うためには入学金や授業料など非常に大きなお金が必要となります。国の奨学金を担当する日本学生支援機構の調査によりますと、2014年度に奨学金を借りた学生は全体の51.3%に当たります。約半分の人が利用しているということになります。

今の貸与型の奨学金は実質的な借金です。大学を卒業したら返さなければいけません。しかし、正規の社員になれなかったり、給料が少なかったりして毎月の返済が大きな負担になるケースもあります。お金が返せなくなることを心配して大学への進学を諦める人もいるそうでございます。

このように困っている人たちを助けるため、新しい給付型奨学金が始まりました。貸与型奨学金も、ことし4月から改善されています。利子につかないタイプで、収入に応じて毎月返済額を変えられるようになります。奨学金を借りるときに必要な保証金も、この無利子型に限って引き下げられます。

国のほか、給付型の奨学金は、各大学や市町村、民間企業などが支給する場合もございます。

厳しい経済環境にある学生に進学の道を開き、格差是正につなげるための給付型奨学金制度、政府は通常国会に関連法案を提出し、係る費用について2017年度以降の予算に計上をしていくということでございます。

また、国の給付型奨学金以外にも、2017年度から2つの動きがスタートをいたします。

1つは、本年度からもう始まっておりますけれども、日本学生支援機構による無利子型奨学金、従来の無利子の第一種奨学金は成績が平均3.5以上でないと申し込みができませんでしたが、今回の無利子奨学金は完全に成績基準がなくなりました。住民税非課税世帯であれば、希望者全員が無利子で借りられます。

もう一つは、先ほど触れましたけれども、卒業後の年収に応じて奨学金の返済額が変わる所得連動型返済制度の創設です。こちらも2017年度から始まっておりますけれども、卒業後に年収が約1,440千円未満であった場合、月額返済額は2千円に抑えられます。勉強をしたいのにお金の問題で進学できない人が減るように、このような制度が改善されていくことは非常によいことだと思います。

県内におきましては、今、奨学金制度、4市が行っているようでございます。1つは唐津市が高校、大学などの、これは貸与型の奨学金。鳥栖市も貸与型の奨学金で高校生、専門学校。そして武雄市、こども貸与型、対象は大学生、高校生、高等専門学校です。そして、小城市も貸与型ということで、大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校です。全て貸与型ということでございますけれども、これらは全て無利子ということでございますので、制度的にはよいものだというふうに思います。現在、県内に給付型はないようでございます。

ここで1つ目の質問ですけれども、各大学や学校が行っているもの以外の奨学金制度、鹿島市の子供たちが受けられる奨学金はどのようなものがあるか、お伺いをいたします。

次に、県立高校再編統合について質問をいたします。

少子化に伴う大幅な生徒減少や社会の変化、生徒、保護者のニーズの多様化に対応し、何よりもこれから高等学校で学ぶ子供たちにとって望ましい教育環境の整備確保に努める必要があることから、県教育委員会では県立高校の再編整備に取り組まれています。

具体的には、まず平成13年度に佐賀県立高等学校再編整備審議会において県立高校の再編整備についての基本的な考え方を検討し、平成14年2月に生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備についての答申が公表をされました。その後、平成14年10月には、この答申

を踏まえ、佐賀県立高等学校再編整備第1次実施計画を、また平成15年7月には実施計画に対する検討結果の取りまとめが策定を公表されました。

この中で、引き続き検討を行うこととした専門学校グループの再編計画につきましては、具体的な学校像などの検討を行うとともに、地域などからの意見、要望等も参考にしながら、平成16年11月に専門高校の再編計画案が公表されました。この計画案については、パブリックコメントを実施するなどして平成17年2月の教育委員会において専門学校等の再編計画が決定をされました。

本県では初めてとなる再編統合による新高校として、平成17年4月に東松浦高等学校、唐津北高等学校の統合がなされまして、佐賀県立唐津青翔高等学校が開校をいたしました。

その後、佐賀県教育委員会は、平成26年12月に新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第1次）を策定し、鹿島高等学校及び鹿島実業高等学校の再編が決定されました。

計画では、平成30年度に鹿島高等学校1学年200人（5学級規模）及び鹿島実業高等学校1学年120人（3学級規模）を編成して280人（7学級規模）とし、学科については現在の学科を基本として地域の意見も聞きながら検討することになりました。また、地域の生徒数の減を勘案し、平成31年度または32年度にさらに募集定員を40人（1学級規模）減じるになりました。

これを踏まえ、鹿島地区新高校の具体的なあり方を検討するために、平成27年4月に鹿島高等学校、鹿島実業高等学校、両高等学校の同窓会、PTA、地元中学校、鹿島市、嬉野市、白石町、太良町の市町関係者や教育長及び佐賀県教育委員会の関係者から成る鹿島地区新高校設置準備委員会を立ち上げられ、魅力ある新高校づくりを目指し、検討を行ってこられました。この準備委員会の中には、今の教育長である江島教育長と当時の橋村総務部長が執行部のほうからは出られていたというふうに記憶をしております。

簡単にこれまでの経緯を申し上げましたけれども、中学校の総会や各高校の説明会等でもありましたけれども、関係者の方、あるいは受験生を持つ当事者は、ある程度理解はされていると思いますが、それ以外の方は今後どうなるか御存じない方も多いと思いますので、ケーブルテレビをごらんになっていらっしゃる皆様にも理解しやすいようにお答えをいただきたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、鹿島高校、鹿島実業高校は今後、学科、定員、校舎、名称、これをわかる範囲で結構でございますので、どのような形で運営されていくのかをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、大きな項目の1番目、大学・短大・専門学校進学に関する奨学金制度についてお答えをしたいと思います。

この御質問に関しまして、福祉課のほうでは、あくまで経済的理由で進学できない生徒を対象とした奨学金制度の事務を持っておりますので、その観点からお答えしたいと思います。

まず、先ほどありました大学が行っているもの以外の奨学金についてですが、全ての奨学金制度についてお答えすることは、ちょっとここではできませんので、主なものを幾つか申し上げますと、まず代表的なものとして、先ほど徳村議員おっしゃった日本学生支援機構——旧日本育英会の奨学金が挙げられます。そのほか地方公共団体の奨学金、それから民間の奨学金、それから新聞奨学金なども挙げられるということでございます。

そういった奨学金制度の中で、鹿島市としてどのような奨学金を扱っているかということでございますけれども、福祉課で所掌している奨学金制度には、鹿島市奨学資金貸付金と母子父子寡婦福祉資金貸付金というものがございます。

また、社会福祉協議会のほうでも奨学金の事務をされています。社会福祉協議会が取り扱っている奨学金制度としては、教育支援費というものがございます。

このうち鹿島市と社会福祉協議会で取り扱っている奨学金のうち、御質問の大学、短大、専門学校進学に関する就学資金としては、母子父子寡婦福祉資金貸付金と社会福祉協議会が取り扱っている教育支援費というものがございます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、佐賀県が実施されているもので、各保健福祉事務所と、あと各市の福祉事務所のほうで申請を受け付けているということでございます。

また、社会福祉協議会が取り扱っている教育支援費の貸し付けにつきましては、社会福祉協議会が定める所得要件に合う世帯で、なおかつ他の奨学金制度等を受けていない世帯について申請できるというふうなことでなっているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうから、質問の大きな2番目の高校再編について御答弁いたします。

平成30年4月に鹿島高校と鹿島実業が再編され、新しく鹿島高校が開校することとなります。

目指す学校像といたしましては、心身ともにたくましく生きる力を持ち、豊かな人間性と知性を兼ね備えた、広く社会に貢献する人材を育てる学校とされているところでございます。

学科、定員、校舎、名称等につきましては、旧鹿島高校校舎に赤門学舎といたしまして普

通学級5学級、定員200人が設置されるようになっております。ただ、平成31年度または32年度においては4学級160人とされているというふうになっております。また、旧鹿島実業校舎につきましては、大手門学舎といたしまして商業科1学級、定員40名、食品調理科1学級、定員40名となるようになっております。

鹿島実業高校の2年、3年生の情報処理科につきましては、卒業までそのままございまして、再編前の両高校の入学者はそれぞれの高校を卒業することになりまして、両校は平成31年度末をもって閉校という形になります。

また、各学科の目標といたしましては、普通科は普通教科を中心に学力を充実・向上させ、大学等高等教育機関への進学を目指すとされておりまして、商業科はビジネス社会で生き抜くための基礎知識と技能を身につけると同時に、ICT社会に対応できるよう、ビジネス社会の諸活動において情報を活用していくための知識や技能を身につけるとされておりまして、食品調理科は食分野に関する専門的な知識や技能を習得し、食分野で活躍する人材を育成するというふうになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど奨学金制度について御答弁をいただきましたけれども、鹿島市の中では奨学金制度というのはないということございまして、福祉のほうは、福祉関係で2つと、あとは社会福祉のほうで1つということで、3つぐらい先ほど御説明あったと思いますけれども、この制度につきましては貸付金という形になっているというふうな御答弁がありましたけれども、この貸付金については利息というのは発生するんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

私、先ほど答弁しまして、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び社会福祉協議会で取り扱っている教育支援費につきましては、いずれも無利子の貸し付けとなっております。

なお、ちょっと先ほど御紹介をすればよかったんですけども、少し内容を申し上げますと、母子父子寡婦福祉資金貸付金は、貸し付けの対象が児童を扶養する母子、父子等のひとり親世帯というふうになっております。貸付金額は、例えば短大では最も少ない国公立自宅通学で月額67,500円、最も多い私立の自宅外で90千円、大学では最も少ない国公立自宅通学で月額67,500円、最も多い私立自宅外で96千円となっております。

また、社会福祉協議会が扱っておられます教育支援費につきましては、貸付金が短大で月

額60千円以内、大学で月額65千円以内となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

非常に手厚い環境がつくられているなというのを、先ほどの答弁の中で感じましたけれども、実際これは無利子ということなんですけれども、国の制度は今から所得に応じて段階的に月額の返済額が変わってきますけれども、これを必ず貸与型ですから返済をしていかなければならないと思います。国は段階的に、卒業した後の月額の所得に応じて返済額を減らすということをやっていきます。

市のほうは、そのような形で、例えば、多く所得がある方は普通どおり返せるんだろうと思いますけれども、こういう方できちんとやっぱり所得が取れなくて収入が少ない方というのは、段階的にでもいいですけれども、返済する額を変えるということは、今の段階で可能なのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

母子父子寡婦福祉資金につきましては、償還期間というのは決められております。先ほど議員よりあった、変動するといいますか、そういったことについては、まだそのような対応をされてはいらっしゃるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

返済額は一定ということでございますから、今後、国がそのような政策を出してくるわけですから、市も県もこれに似たような形で制度をつくっていったほうがいいと思いますけれども、市としては、この返済額についてそのような考えというのはお持ちではないでしょうか。今後、そういう予定というか、検討する材料はありますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

母子父子寡婦福祉資金につきましては、受け付け事務等は鹿島市の福祉事務所で行っておりますが、実施主体というのは都道府県、なお、法律の規定上は国の法律で定められた制度

でございます。この制度について、市単独で変更をするということは、今のところできないというところでございます。

先ほど議員おっしゃられた日本学生支援機構の奨学金と、この母子父子寡婦福祉資金については併用できるということになっておりますし、また貸し付けの金額あたりも、余りに大きな金額を借りてしまいますと色々な問題があると思いますので、そこは生徒のほうに自分の状況に応じて選択をしていただくというほうがいいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今後は多分、国のほうがそういうふうな形をとられるということであれば、県のほうもそのような形で行かれる可能性もゼロじゃないと私は思っておりますから、もし県がそのような形をとられたときには、ぜひ市のほうでもそのような対応をしていただければというふうに思います。この点はこれにとどめたいと思います。

次の質問に行きます。

鹿島市の子供たちの利用状況というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

鹿島市の利用状況ですけれども、まず福祉課で所掌しております母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況ですけれども、平成29年4月分で25名の方が償還をされておられます。未償還残高は約6,500千円です。

それと、奨学金制度として社会福祉協議会が取り扱っていらっしゃる教育支援資金の利用状況ですけれども、平成29年、これは3月分ですが、20名の方が償還され、未償還残高は約7,000千円ということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど福祉課のほうから御答弁いただきましたけれども、延滞をされている方で期限内に返済がない場合というのは、これは利息というのはつくんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度において、納期限までに償還金を支払わなかったときにつきましては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて違約金という形で年5%の違約金がかかるということで、これは母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条の規定で定められているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

そしたら、国も、もちろんこういうふうな形で無利息の奨学金を出していますが、国のほうはどんな感じになっているんですか。これも延滞というか、期限内に返さなかったら利息がついてくるということに今なっているんですかね。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

国のほうといいますか、先ほど申し上げた5%というのは、これは国の法律で決められた規定でございます、それに基づいて県が実施をしているということです。窓口が市のほうでしているということですので、国のほうの規定で母子父子寡婦福祉資金については、そのような規定がされているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

上位法に基づいて条例をつくっているということですね。わかりました。

あと、県内において唐津、鳥栖、武雄、小城が貸与型の奨学金制度を設けていらっしゃるけれども、鹿島市が運営する一般的な奨学金制度というのはないように思いますが、先日福井議員の質問の中で触れられましたし、また前回か前々回か、この奨学金の質問が

あったと思うんですけども、市独自の国の制度にプラスしたような奨学金制度というのは今後どのようにお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

先ほどまで私が答弁していたのは、あくまで大学進学を対象とした奨学金のお話で、鹿島市で制度的に使えるものについて答弁したんですけども、一般の生徒を対象とした奨学金制度として鹿島市のほうでは鹿島市奨学資金貸付金というものがございます。

これは、あくまで高校進学者を対象としていますので、今までちょっと御答弁のほうでは出さなかったんですけども、これにつきましては、もうあくまで経済的理由で高校に進学できないというような方について、そういう制度を設けているということでございまして、国の制度というのが日本学生支援機構の奨学金ということであれば、この日本学生支援機構の奨学金というのは短大、大学等を対象としているというところですので、市としては高校進学者を対象に、また、一般の広く生徒を対象とした日本学生支援機構の奨学金が短大、大学等を対象としているということで、ある程度のすみ分けがなされているものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

多分、一般的に大学、専門学校等に行く場合には非常に多くのお金がかかるというのは、もう誰でもわかっている事実でございますけれども、市としても、これを簡単にできますということにはならないだろうというふうに私もここは理解しているんですけども、実際にこれはあくまでも子供たちの教育環境を整えるという意味での質問を今までしてきましたけれども、少し角度を変えて再度質問をしてみたいと思いますが、例えば、子供たちが大学、あるいは短大、専門学校を卒業してきて、鹿島市に帰ってきて、そして就業、もちろん起業でも構いませんけれども、そういった場合に奨学金の返済免除とか、あるいは無利子の政策ということを行っていけば、若者が定住しやすい環境にもつながる可能性があるというふうに思います。現在、全国でもごく少数ではありますけれども、このような考え方で若者の定住促進を図っている市や町がございます。

私が見た中で、1つは群馬県にこのような政策がありました。若者定住へ奨学金ということで、返済分を負担ということで、人口減少対策で、これは群馬県の下仁田町というところでしたけれども、卒業生を対象にした学資ローンを金融機関が商品化し、高校や大学を卒業した後に、町に定住すれば元本を町が負担とするとした独自の奨学金制度を創設するという

計画を出されました。これは、金融機関からまず融資を受けて、そして卒業後、町内で暮らしながら10年間で元本を返済して、1年ごとに返済証明する書類を町のほうに提出すると、その返済分を町が負担するというような仕組みでございますけれども、こういった若者の定住ということで、ここはされております。

そして、あとほかには愛媛県の宇和島市では補助金額最大1,000千円の宇和島市奨学金返済支援事業と、岡山県の津山市、津山市若者定住促進奨学金返済金補助事業、そして近くでは長崎県の佐世保市で佐世保市奨学金等返済補助金制度など、これら全ての制度の目的は人口の流出を防ぎ、若者の定住を促進させるというための取り組みでございます。

本市でも、一番の柱というのは、この人口減少に歯どめをかけるということだと思いますが、地方創生の一環として考えれば、若い人たちが鹿島市に帰ってきて、その大きなきっかけの一つになればというふうに考えておりますけれども、こういった考えでの奨学金制度の創設ということを考えていただきたいというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうから、人口減少、地方創生の対策としての奨学金の取り組みということでお答えをいたします。

まず、前提として、現在、地方自治体の大きな課題というのが、1つは人口減少の問題であり、もう一つが財政運営の困難さにあると思っております。この2つのことは、これまで議会でも総合計画や地方創生、また予算の審議や一般質問の場など多くの議論をいただいているところであり、共通の理解をいただいているものと思っております。

そんな中で、人口減少対策については、国において平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立し、これによって各地方公共団体でも取り組みを始め、また地方創生のための交付金などの財源の手当ても国のほうからなされたところであります。

先ほど来、国において各奨学金のメニューなど鹿島市でも用意をされているということでしたけれども、平成28年度からは地方創生の交付金のメニューとして総務省が奨学金を活用した大学生などの地方定着の促進策として地方創生奨学金返還支援制度を創設されております。これは、先ほど議員がおっしゃいました群馬県とか愛媛県、近くは長崎とおっしゃったと思いますが、そこら辺の提案の制度もこれを活用されているのではないかと思います。

この制度は、県レベルで地元産業界と県が連携をして基金を創設し、要件を満たす者、例えば、地元企業に就職した者に対して奨学金返還の補助や無利子の貸与をするという制度でございます。取り組んだ県に対しては、国のほうから特別交付税の措置、つまり国の財源措置があるというものになります。

全国で、先ほどおっしゃったような県が制度を採用されているようでございます。佐賀県ではまだ取り組みがなされておられません。ただ、かわりになのかちょっとしっかりは確認できていませんが、佐賀県は今回6月補正予算において、U J I ターンを通じて県内企業に就職する大学新卒者などへ奨励金を支給する制度を新設されております。

佐賀県に確認をしましたところ、県内で地方創生定住促進策として大学などの卒業者に特化した独自の奨学金の創設、そういったことをされている市町はまだ確認をしていないということでございます。

こういったことで、国や県のレベルで取り組みが始まったばかりでございますので、こちら辺の動向を注視したいと思います。

また、以上のことから大学進学に関する奨励金制度は、それぞれ国や県などで活用されておりますし、市民の方もこれは御利用できますので、必要に応じてこれらの活用などを紹介できればと思います。もちろん、佐賀県が今回新設された奨励金も鹿島市内の企業に就職された場合には支給をされますので、活用をお願いしたいと思っております。

あと、最初に申し上げましたように、地方公共団体が抱える2つ目の悩みである財政運営の困難さであります。これを克服し、より少ない経費で、より大きな効果を生むためには、できるだけ国や県の財源、つまり交付金などの活用などにより、市の財源を少なくして、より大きな事業効果をもたらす必要があると考えております。

したがって、地方創生の取り組みについてもこれは例外ではなくて、国や県のメニューに沿った取り組みのほうがより効果的であると考えており、例えばではありますが、乳幼児医療や不妊治療などの際に国や県のメニューに市が追加するようなやり方もいたしておりますので、そういったやり方も考えられるのではないかと考えております。

また、制度設計にしても、国や県でニーズ、またノウハウも当然お持ちのことだと思っておりますので、そういったものを調査した上で制度化をされますので、取り組みもより早く、適切な制度設計にそのほうがなるのではないかと、その上で鹿島市の実情によって制度を追加したほうが効果的であるのではないかと考えております。

そのため、鹿島市で独自に運営する奨励金制度の設立には、現在の国や県の奨励金制度の活用の状況、特に大学、専門学校などの進学のための奨励金については、市より高校を所管している県のほうが必要とする学生の実情などを把握されている状況にあるかと思います。そのため、国も県レベルでの創設を想定されているのではないかと考えております。

鹿島市も、佐賀県による新創設に組み合わせて形で、現在の奨励金、鹿島市にある奨励金制度との整合性や、独自の部分では市民の皆様のニーズなどを研究した上での検討になろうかと現状では思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどの御答弁の中では、市が単独でやるというのは非常に壁が高いと、ハードルが高いというような御答弁だったと思います。ただ、国、あるいは県がやっている制度に乗って、いろいろ、例えば国の財源措置が出るような方向性があれば、それと一緒に歩調を合わせてつくっていくというやり方のほうが、一番ベストだろうというふうな御答弁だったと思いますので、ぜひその部分については、単独でできないということであれば、例えば、国の制度にプラスをして、鹿島市はこういうふうな制度をつくりましたと、ですから市民の皆さん使ってくださいというような、そういった形で進んでいただければ非常にありがたいと思います。これは、もう要望として財政課のほうにお伝えしておきたいと思います。

こういったことも含めて、定住促進という形も含めて質問をしましたが、ともかく人口減少にも歯どめをかけるということが一番でございますから、特に若い人たちが地元に残ってくれるような、先日、市長の御答弁の中にありましたように、来週はいい返事ができますよというような御答弁もありましたけれども、こういった企業誘致に関しましても、やはりその受け皿として、帰ってきたはいいですけども、受け皿がないということになりますと、どうしても片方だけが先行してしまうということになりますので、ぜひこの部分は、こういったことを軸に据えながら、一緒に考えていただければ非常にありがたい政策になるんじゃないかなというふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

次に、県立高校の再編統合について質問をしていきたいと思います。

今回、30年度から、今の中学3年生から、いろんな制度が変わって鹿島高校という名前の中で赤門学舎、そして大手門学舎という形で統合をされるということになりましたけれども、このほか、ちょっと少し中身の部分について質問をしたいと思いますが、例えば、特色選抜の指定校枠とか入試にかかわること、あるいは通学区域の変更、今まで通学区は多分4つぐらい大きく分かれていたと思うんですけど、そういったものに変更があったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

通学区域につきましては、平成28年度から県内の全日制の普通科の高校におきまして4学区——北部、西部、中部、東部ですかね、これ4学区あったのが2学区になっております。西部地域と東部地域になってきております。

これにつきましては、先ほど議員おっしゃられていました、佐賀県の新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備の実施計画においてなされているものでございまして、

生徒減少に対応するために生徒の選択幅の拡大を図るためには通学区域を拡大することが望ましいとされております。さらに、今後につきましては、さらに通学区を拡大し全県一区とすることについては、現在の2学区とした後の通学状況を検証しながら引き続き検討するというふうになされております。

これに伴いまして、鹿島市からの学区内の県立高校の普通科につきましては、伊万里、武雄、鹿島、白石、太良に加えまして、旧北部地区でありました唐津東、唐津西、厳木が学区の校区となっているところでございます。

また、学区外からの20%の入学枠というのは継続されておりますので、これによりまして、4学区時代でありました東部地区にありました、鳥栖、神埼、三養基には旧制度で行けなかったんですけれども、このたびの2学区になったことに伴いまして、その高校が選択肢として選べるようになったという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

4学区から2学区、西部と東部の2つに分かれたということで、要するに鹿島から唐津までということですよ。はい、わかりました。

学区以外から20%ということで先ほどおっしゃいましたよね。その20%というのは、学校の定員に対する20%ということなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

先ほどの20%枠というのは、各高校における学区、区域外からの入学枠ということになります。例えば、鹿島高で200人ありますと40人ですかね、そういう形の40人、20%枠がそのまま継続されているという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

学区外の高校、例えば、こちらから行けば東部地区ということになると思うんですけれども、そういったところの、例えば高校、あるいは高等専門学校とかありますよね。ああいったところに、多分、西部中学校も東部中学校も何名かは必ず毎年行かれているような気がするんですよ。そういったときに、多分、試験の内容が違ったりすると思うんですよ。公立高校は多分、一律、一緒の試験があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その

ほかで試験の内容が全く違うような受験のところもあるんですね、校区外で。そういった生徒たちに対しての学習指導とか、あと進学指導、このようなことはどういった取り組みを今されているのか、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

学区外の高校、高等専門学校への学習指導、進学指導につきましては、あくまで進路希望が本人の希望に基づき対応をしております、特別の進路指導については行われていない状況でございます。

ただ、学習指導に関しましては、各高専学校等の過去の問題等、資料を取り寄せて生徒に対応しているという事例はございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

実際にちょっと数字をお聞きしたいんですけど、東部中学校、西部中学校、合わせて学区外に行かれている生徒さんというのは、毎年大体どれぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

確かに、学区外へ入学されている方はいらっしゃることはいらっしゃいます。確実な、去年が何人、ことしが何人という数字は、ちょっと済みません、今、手元に用意できておりません。まことに申しわけありません。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

では、後から資料を提出していただければ。よろしいですか。——はい。

今後、30年、来年から入学する子供たちが、この再編ということでもかかわってくると思いますけれども、これはもう最後の質問になりますが、再編に伴って子供たちとか、あと保護者の皆さんに何かこれまでになかった負担とか、あるいは注意点とか、こういったことがあれば教育委員会のほうから御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

今、高校再編の話が行われているわけなんですけれども、実はもう御存じのように、高校再編につきましては、この鹿島地区だけではございません、隣の嬉野地区も行われておりますし、また杵島地区でも行われているということで、来年の試験がこれまでと大きく変わるということで、一番考えなければいけないことは、いずれ近辺の高校の学級数が減少するということが一番注意しなければいけないことかなというふうに思っております。

ただ、例えば、鹿島高校は鹿島高校と実業高校が一緒になるわけでありまして、普通科と、それから商業科、それから食品調理科と3つの学科が鹿島高校の中に存在するというようになります。また、塩田方面でも同じように、総合学科と工業学科関係が一緒になるということで、いわゆる複数の、これまでよりも多くの学科から選ぶことができるんじゃないかなというところが想定されております。まだ、このことにつきましては8月あたりに正式に発表されると思いますけれども、そういった選択の幅が広がるということもありますので、両方、つまり学級数が減るということと選択の幅が広がると、両方加味しながら子供たちにはしっかりと保護者の方と相談しながら進路選択をやっていただきたいというふうに思っております。

それで、もう既に、高校のほうからも中学校のほうに説明会等が行われているようですので、しっかりと聞いていただいて、そして、じっくりと話し合いをしていただきながら進路を決定していただければと思っております。そのために、中学校のほうでも、できるだけ得られる情報はしっかりと子供たちにも伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということを申し上げたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

私も6月8日だったと思っておりますけれども、西部中学校のほうで鹿島高校と白石高校だったかな、と佐賀農業高校ですかね、こういったことの説明がありまして聞きに行ったところですが、具体的に踏み込んだ話というのが余りありませんでしたので、きょう、こういう形でお聞きするような形になりましたけれども、先ほど教育長の御答弁の中で学級数の減少というのを一番考えなければいけないということは、すなわち受験生の倍率が上がるということ、もう直接的にはそこのかなというふうな気がいたしましたけれども、今現在、例えば、鹿島高校、鹿島実業高校を見ていても1倍を切っている、例えば、0.96倍とか0.98倍のときも多分あったと思うんですよね。

今回、こういうふうな編成になって、大体、競争率というのは、受験生の志願状況にもよるとは思うんですけれども、1倍以上になるような設定になっているんですか。それと

も——これは非常に難しい問題だと思うんですけど、人数というのは何かしら多分背景にそういったものがあって、この人数に設定されているんじゃないかなという気もしましたので、お答えづらい部分があればお答えされなくても結構なんですけど、ただ、これだけ人数が減ってくるとなると、もう誰が見てもやはり競争率というのは1倍以上になるんじゃないかなというふうなことも考えられますのでね。

できれば競争というのは、競争原理が働かないと多分行けないと私は思いますから、競争があってしかりだろうというふうに思いますので、子供たちは今回の受験から大分環境が変わって一生懸命勉強するような形になると思いますけれども、それ以外に注意点というのはいませんか。保護者が注意する部分とか子供たちが勉強以外で注意しなければいけない部分とか、新たに負担が出てくるとか、もうそういったことはないんですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

ちょっと難しい質問かなとは思いましたがけれども、まず最初に競争倍率の話をされましたけれども、これは恐らくということでお話しいたしますけれども、県内、公立学校、県立高等学校、それから私立の高校、いろんな形が存在をしております、やはりそのすみ分け——すみ分けと言ったらおかしいですけども、私立がどれくらい、公立がどれくらいという形は一応、基準をつくっていらっしゃるんじゃないかなとは思っております。

それとあと、生徒数の減少をしっかりと見定めながら全体の学級数を計算して出すということで、今現在、高校への進学率というのは、もうかなり100%に近い、90%のかなり上のパーセントなんです。ですから、ほとんどの子供たちが高等学校へ進学できるという状況をつくられているんじゃないかなとは思っております。ただ、これを確実にそうだとは言いきれません。

ただ、子供たちにとって、やはり勉強したいという子供はできるだけ勉強させたいということ、もちろん保護者の方の要望もございまして、高校に入りたい、何とか頑張らせてやりたい、そういった要望にはしっかりと応えていかなくちゃいけないと思いますので、まずは中学校段階で学力の定着というのをしっかりと私たちは努めなければいけないかなと思っておりますので、保護者の方にもその辺はしっかりと御協力をしていただければと思っております。

それとあと、どういった方向、どういった学科に進むかということにつきまして、やはりその辺、学校、家庭、本人でしっかりと話し合いをしていながら、本人のよりよい方向へと進むような進路指導ができればというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今回、奨励金と高校再編についての質問をいたしましたけれども、これらは2つとも子供たちがしっかりと勉強できるようにするための環境づくりと思って質問をいたしました。

今の子供たちに、鹿島市には本当にお世話になったなど大人になったときにそう言ってもらえるような政策を私たちはつくっていかねばいけないと思っております。執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で12番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時45分から再開します。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。3番議員の樋口作二でございます。梅雨に入りましたものの、なかなか雨が降らなくて、待ち望んだ雨がようやくちらほらと降ってまいりましたけれども、ようやくこれで水不足に悩んだ農家の方、水不足に悩んだ農作業からもついに解放されると市民の方も一安心なさっているのではないかというふうに思います。温暖化の影響でしょうか、何か日本の四季が崩れて雨季と乾季がはっきりと分かれてきたように感じるのは私だけでしょうか。ぜひ某大国の大統領にも温暖化対策をしっかりととっていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は大きく2点ありまして、最初は発達障害についてであります。

発達障害による医療機関の受診者は、全国、平成26年に19万人を超え、年々増加の傾向があると聞きます。教育現場でも、通常学級の発達障害者推定値が6.5%であると平成20年度の文部科学省調査で発表されました。

そのような中、鹿島市内の教育関係機関でも対応に追われる状況が続いているのではないかと心配しておりますが、鹿島市では発達障害をどのように捉え、いかに対応しておられるのか、お尋ねいたします。また、大まかな数字で結構ですから、幼児、小・中学生の具体的な人数をお示しいただければ参考になりますので、よろしくお願いいたします。

次に、いかに支援を徹底しても発達障害者の増加傾向が続けば、現場も社会も混乱が広がることは容易に想像できます。今、盛んに喧伝されている教職員の多忙感も増していくので

はないかと危惧されます。いわば、対症療法というのでは限界があると思われ、根本原因を突きとめ、減らしていくという解決をしないと大変な状況に陥るのではないかと思います、このように発達障害者がふえる原因は何なのか、どのように考えられているのかをお尋ねいたします。

最後に、かつて原因とされていた遺伝的要因だけでは説明のしようがないほど発達障害の増加傾向が見られますが、現在では、したがって、環境的要因が強いのではないかという意見もあります。鹿島市では、まず、環境的要因があるとお考えなのかどうか、あるとすれば、どういうふうなものがあるとお考えなのかどうか、お尋ねをいたします。

詳細につきましては、一問一答にてお願いいたします。

2点目は、地方創生についてであります。

地方創生関連事業は、各自治体でさまざまなアイデアに基づく取り組みがなされ、鹿島市でも独自の工夫がなされておりますが、鹿島市の、ある意味政策全てが地方創生につながっているとも言えるので、市民が地方創生として意識するには至っていないのかなというふうに思います。

そこで、まず、これまでの成果をどう捉えておられるのかお尋ねをいたしまして、あわせて、これまでの取り組みの結果、人々の意識がどのように変わっていったのか。いわば意識の高揚みたいなものを感じておられるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、明治維新150年記念事業と地方創生のかかわりについて質問いたします。

明治維新150年記念事業は、当時、政治家を初め、日本の中枢で多数活躍した佐賀出身者を見習い佐賀県人の誇りを高めようとする事業で、県が発案した事業だと思っておりますが、鹿島市でも独自の事業として未発掘の偉人を紹介する事業をなされようとしていますが、偉人についての学習は、当然、人生の薫陶を得ることや地域の誇りを高めるために確かに有意義なこととは思いますが、格差社会の現代では、庶民としてどこか乖離感といいますか、距離感があるというふうにも思います。

そこで、むしろ庶民の暮らしや思いを掘り起こす事業を行い、市民の教訓にしようという取り組みが行えないかどうかということをお尋ねいたします。

最後にですが、社会のグローバル化によって外国人との接触もふえると思います。祐徳神社を初めとしてインバウンド客も非常に多いと聞きますけれども、今後のインバウンドの見通しと、ある意味、日本人のアイデンティティーといいますか、日本人ならではのものを捉え、日本人としてどういうふうに対応していくのが理想的なのか、お考えをお尋ねいたします。

多岐にわたりますが、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、大きな質問の1番目、発達障害者の対策等について御答弁申し上げます。

発達障害者とは、先天的な脳機能の障害でありまして、想定される時期に年齢相応の発達が見られない、または年齢相応のスキルが獲得できないことで起きる障害を指していると言われております。その症状は、通常、低年齢の発達期において発現するとされているところでございます。

発達障害は幾つかのカテゴリーに分類されておりまして、診断基準によって多少異なりますけれども、大きく分けると、広汎性発達障害（PDD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、そしてもう一つが、学習障害（LD）というふうに3つに分類されております。

広汎性発達障害につきましては、自閉症やアスペルガー症候群など、コミュニケーションの障害が含まれているということになっております。また、これらの発達障害の中には、知的障害が併存するということが言われているところでございます。

市内における児童の発達性支援の対処を受けている児童数は19人でございます。これは幼稚園児、保育園児でございます。

また、小・中学校における状況につきましては、特別支援学級の在籍者数は、小学校で25人、うち広汎性発達障害の児童が25人、これはちょっと複数の分野に分かれておりますので、数が大きくなりますけれども、学習障害の児童は5人、注意欠陥多動性障害の児童が7人という状況でございます。先ほど申しましたとおり、1人の児童で複数の区分に該当する児童がありますので、区分ごとの数は大きくなっているという状況でございます。

中学校につきましては、7人でありまして、このうち広汎性発達障害の生徒が7人、学習障害の生徒が1人、注意欠陥多動性障害の生徒は3人という状況でございます。

また、通級者、まなびの教室の人数につきましては、小学校で52人、このうち広汎性発達障害の児童が9人、学習障害の児童が21人、注意欠陥多動性障害の児童が22人という状況でございます。

また、同じく中学校におきましても16人でございまして、このうち広汎性発達障害の児童が2人、学習障害の生徒が9人、注意欠陥多動性障害の生徒は5人という状況でございます。

それぞれの児童・生徒の市の対応といたしましては、特別支援学級の担任、交流学校の担任の先生のほか、特別支援教育支援員、また、教員全体でのその児童・生徒の情報を共有することや、ケース開示の開催やうれしの特別支援学校の指導、学校全体でのその児童・生徒をサポートする体制をとっているところでございます。

また、発達障害者の増と原因はということですが、発達障害者の増につきましては、特別支援学級の在籍者数を比較してみますと、10年前は、小学生で35人、全児童に占める割合は1.7%でありました。これが現在でいきますと、46人、2.8%と、11人、1.1ポイント増加いたしている状況でございます。また、中学校におきましては11人で、全体に占める割合

が1.0%であったものが、最近でありますと17人、2.1%と、6人、ポイントでいきますと1.1ポイント増加している状況でございます。

また、原因につきましては、発達障害の原因は完全にはわかっていないというのが現状でございます。発達障害の症状は、先天的な脳機能障害が原因となって生じます。しかし、その詳細なメカニズムや、なぜ脳機能障害が引き起こされたかについては、はっきりとは解明されていないという状況でございます。研究が進み、発達障害の一部について証明された事実であったり、関連が指摘された要因については少しずつわかってきているところでございますけれども、発達障害の症状はさまざまでありまして、原因も多様であると考えられております。全ての人に当てはまる原因はないのではないかということも言われているところでございます。

また、一方では、かつて言われていた親のしつけ——育て方が悪いや親の愛情不足といった心因論は、現在では医学的には否定されているところでございます。

発達障害の原因としてまだはっきり解明されてはいませんが、発達障害を引き起こす脳機能障害には、遺伝的要因が関連している可能性が指摘されているところでございます。

また、現在では遺伝子研究が進み、染色体の一部の重複により生じる障害であることや、それに関する遺伝子が幾つか発見されているという情報もあります。しかし、一方では、一卵性双生児の間で一致率が100%ではないということでもありますので、発達障害が単純な遺伝子的要因だけではないという状況は言われているところでございます。

また、先ほどありました親の育て方という説やワクチン等の接種が原因という説などいろいろありますけれども、研究の結果、否定されている環境要因でもあります。

子供の心身は、胎児期から発達期にとる睡眠や栄養、周りの人とのかかわりなどといったさまざまな要因によって支えられており、発達していきます。そのために、環境要因が全く変わりが無いということは考えることはできないというふうにされているところでございます。

これらのことから、現在、発達障害には何らかの遺伝的要因がかかわっていることはありますけれども、その他さまざまな環境要因と複雑かつ相互に影響し合っていると発現するという考え方が主流になってきている状況でございます。

つまり、ある特定の遺伝子であれば必ず発症するというのではなくて、また、遺伝的な要因といっても、親から子へ単純に遺伝するという意味ではなくて、さらには、発達障害が一つの原因による一つの道筋ではなく、一人一人違った道筋を経て発症すると考えられておりまして、全ての人に当てはまる要因を解明するのは難しいものではないかというふうに考えられております。

このような状況の中で、ここは一般論ですけれども、広汎性発達障害の要因につきましては、現段階では正確な原因は解明されておりませんが、脳機能障害により症状が引き

起こされると言われておりました、その脳機能障害につきましては、先天的な遺伝要因とさまざまな環境要因が複雑かつ相互に関係し合って発現するというのが現在の主流的な考えとなっております。

最も中心的な関連遺伝子と考えられているのが、シナプスの形成とシナプスの機能に係るたんぱく質をつくるための必要な情報にかかわる遺伝子と言われております。

自閉症スペクトラムの関連遺伝子が数多く報告されていますけれども、さまざまな遺伝子が複雑に関連し合っているがために、現時点では原因となる遺伝子を完全に特定することはできないという状況だと聞いております。

また、注意欠陥多動性障害の原因についても、同じような原因でまだ説明はされておられませんけれども、それにつきましては、複数の関連遺伝子が素因としてあり、それからさまざまな道筋をたどってこのような特有の脳機能障害の偏りを引き起こし、ADHDの症状につながっているのではないかというふうに言われております。ただ、現在有力とされております素因は、脳の前頭葉部の機能異常でございますけれども、近年の研究から、ADHDの人は、行動等をコントロールしている神経的に機能異常があるのではないかというのが考えられているところでございます。

また、3つ目の学習障害の原因につきましては、具体的な脳機能障害としまして、中枢神経のトラブルが仮説の中で最も現在有力とされている状況でございます。この説の検証が非常に難しい理由は、医学的に検査を行ってもわからないほどの小さな異常が原因とされているというものがあから非常に難しいとされております。

全体的なことになりますけれども、発達障害が発症する道筋は1つではなくて複雑な要因が絡み合っていると考えられているために、全ての人に当てはまるたった一つの原因は今後もわからないのではないかという考え方が主流になっているという状況でございます。ただ一つ確かなことは、発達障害は、議員が言われたとおり、親や本人のせいで起きるものではないということをされている状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、地方創生の成果と今後の展望ということでの昨年度までの鹿島市の地方創生施策の成果と課題ということで、1点目はお答えをいたします。

鹿島市の地方創生の取り組みですけれども、平成27年10月に策定をしました人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき施策を推進しているところでございます。

これまで平成27年度の国の交付金による鹿島市プレミアム商品券の事業に始まり、ビジネスサポートセンターの運営事業などの地方創生先行型の事業、それから、県の交付金による

さが段階チャレンジ交付金事業、平成28年度は、加速化交付金による観光プロモーション事業、さが未来スイッチ交付金事業、今年度は、地方創生拠点整備交付金事業による肥前浜宿の移住体験施設整備事業などに取り組んでまいりました。

この成果についてですけれども、まずは庁内の職員により組織をした検討委員会により積極的な取り組みが行えたものと思っております。国や県の交付金を積極的に活用することで鹿島市ならではの事業を中心に取り組み、これまで取り組めていなかった部分、例えば、観光パンフレットでありますとか、ポスター、プロモーションビデオの作成や、かしまビジネスサポートセンターの設置運営などに着手ができたものと思えます。

また、佐賀県の交付金事業、さが段階チャレンジやさが未来スイッチ交付金事業にも積極的に申請をし、20市町の中では多くの事業採択を受けました。市民の皆様には、地域のまちづくり事業とか、地元の公民館などのコミュニティーセンターの整備や備品など、そういったことの整備ができることで、直接的にはそのことを認識いただいたものかと思っております。

また、昨年度から、内閣府など国の地方創生を担当される方などが、鹿島市の地方創生の取り組みに対しての視察が相次いでおります。

また、先日、去る18日日曜日には、山本内閣府特命担当大臣が地方創生に関し、地域における意欲ある取り組みや地域のニーズなどを把握し、今後の取り組みに生かすべく地域資源を生かした取り組みの視察ということで、肥前浜宿を視察いただいたところでございます。

鹿島市の取り組みについて、国や県から評価をいただいているものと考えております。これを好機と捉えて、国や県とのつながりを強くし、アピールも行っていければと思っております。

また、これもPRになりますが、NHKが佐賀発の地域ドラマ「ガタの国から」というのを放送いただくようになっております。これも地方創生の取り組みが功を奏したというか、そういったことでの評価をいただいて、今回の放送を、ドラマをつくっていただいたのではないかと思っております。7月14日に県内では総合テレビで、BSテレビでは7月19日全国放送がされるということでございます。

また、今年度は、庁内で拠点地域連携促進対策会議を設置し、庁内の連携により、祐徳門前地区、肥前浜宿、道の駅鹿島などの拠点の施設整備について、単なる点としての整備で終わるのではなく、面的な利活用を図るための総合計画、総合戦略に掲げた事業の推進を本格化、加速化させることになったところでございます。

次に、課題について申し上げます。

1つは、国の交付金事業への対応が難しい点があるということでございます。

例えばですが、平成28年度の加速化交付金では、総合戦略にのせていた事業を申請していたにもかかわらず、ビジネスサポートセンター事業については不採択となり、平成28年度は

一般財源での対応となりました。

また、地方創生推進交付金についても、交付条件に地域再生計画の策定と予算計上などが求められており、認定が不透明なままに事業計画を立てることになり、戸惑うことが多い状況で対応が難しくなっているのも事実でございます。

それからまた、ソフト事業が中心になっているということもネックになっており、一度取り組みを始めれば、経費が継続的なものになり、交付金がもしなくなっても打ち切ることが難しいにもかかわらず、交付金そのものは次年度を約束するものではないという国の説明でありますので、取り組みに二の足を踏むこととなったものもでございます。

総合戦略に掲げた事業についても、財源については保障されたものではないということで、実施するには、徳村議員のときにも話をしましたように、財源の確保が必要になるということになります。その結果として、これまで取り組んだ成果というか、形として地方創生そのものは人口減少に歯どめをかけるということを目的としたものであります。それで、平成27年の国勢調査の結果、鹿島市の人口は2万9,684人であります。第五次総合計画では、定住促進など施策を積極的に行うことにより人口減少に歯どめをかけ、将来的には人口増を目指すとし、3万1,000人と目標をしたところでありますが、結果は、国勢調査の確定値は2万9,684人です。ただ、これは社会保障・人口問題研究所が、人口推計では2万9,253人と推計をしておりました。結果、431人を上回っておりますので、現実是非常に厳しいながらも施策が少し功を奏したことで、社人研の推計を上回れたのではないかと評価をしているところでございます。県内20市町で社人研の推計を上回った市町は10市町という状況にありました。

続きまして、明治維新150年記念事業と地方創生について、お答えをいたします。

地方創生のための鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、先ほど来申し上げておりますように、人口流出を防ぐにはとか、安心して働き、子育てができるためにはとか、鹿島の特性を生かしたまちづくりはという視点から、第六次総合計画と策定期が重なったこともあり、基本的な考え方を同じにして策定をした計画であります。

明治維新150年記念事業については、幕末維新时期を中心とした佐賀の偉業や偉人を検証し、偉業をなし遂げた先人たちの志を今に生かし未来につないでいくことを目的に、肥前さが幕末維新博覧会が開催をされることになっております。佐賀県が担当となり、平成30年3月17日から31年1月14日の期間、佐賀市の市村記念体育館に幕末維新記念館を設置し、さまざまなイベントが予定をされているところです。

この関連の事業として、肥前さが幕末維新博覧会の全県的な機運醸成と県内各地での取り組みを促進するための財政的な支援制度である明治維新150年記念さが維新交付金も、佐賀県の6月補正で創設をされました。2年間で各市町に10,000千円の助成がなされます。この目的は、明治維新150年を契機に、各市町や民間団体が実施する佐賀の偉業、偉人の顕彰の取り組みや先人たちの志を未来につないでいくための取り組みを支援することにより、地域

づくりはもとより、今まで以上のふるさと佐賀への愛着や誇りの醸成に資することにあります。

このことから、明治維新150年記念事業の目的は、地方創生や総合計画と担当する分野の違いはあるものの、地域の資源を生かしたまちづくりについての考え方は共通している部分があると考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、インバウンド客増の見込みと日本人としての心構えについての質問にお答えします。

まず、外国人観光客の見込みにつきましては、国において平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、その中で、平成32年には、訪日外国人旅行者数を4,000万人とすることを目標に掲げています。

鹿島市では、平成29年3月に改定しました、かしま観光戦略プラン v e r . 2 . 1 におきまして、タイの映画撮影やドラマ撮影が祐徳稲荷神社であったことをきっかけとなりタイ人観光客が増加したことを受けて、インバウンド受け入れ体制への整備という項目を新たに盛り込んでおりますが、数値目標を設定するまでには至っておりません。ただ、鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、外国人を含んだ観光客数の目標を平成31年に341万9,000人と目標設定をしております。

なお、佐賀県が毎年実施している観光客動態調査では、最新の調査結果になりますが、平成27年において、鹿島市の観光客数は359万8,000人となっており、まち・ひと・しごとでの目標値を既に上回っている結果となっておりますので、国内外を問わず、受け入れ体制への整備を観光協会などとの連携により行いたいと考えております。

次に、韓国人観光客の増加に対するおもてなしも含めた対策といたしまして、平成26年の10月に、県の国際・観光部おもてなし課から講師を派遣していただき、タイの観光客に限定した形ですが、祐徳門前商店街の方を対象におもてなし研修会を行っております。内容は、タイの方が好まれるお土産や食事についての講義や簡単なタイ語の習得で、20名の参加があったと聞いております。また、祐徳門前商店街にある、ゆうとく庵に併設しております、祐徳和装処 S A R U K U のほうで着物体験を、有料ではございますが、外国人観光客の皆様を提供されております。

具体的な数字を申し上げますと、昨年1年間で、総利用者数が285名、内訳は、日本の方が150名、外国の方で135名となっております。やはりここでもタイからの利用者の方が外国人の中で一番多くて45人で33%となっております。次は、台湾、中国の順となっております。

こういった日本の文化を体験していただくことも、日本人らしいおもてなしだと考えます。

祐徳門前商店街以外におきましても、平成28年2月に、肥前鹿島駅前に開設した観光案内所におきまして、タブレット端末を使用してリアルタイムにウェブカメラで対面通訳を行う「みえる通訳」が、外国人観光客に好評と聞いております。英語、タイ語、韓国語、中国語、ロシア語の5カ国語に対応しております。

なお、キャリーバッグ等の荷物の無料で預かるサービスも行っており、大変喜ばれております。

具体的には、平成28年2月から平成29年3月までの累計で、肥前鹿島駅前の観光案内所の利用者が総数で1,991名、内訳は、日本人が642名、外国の方が1,349名となっており、外国人で一番多いのは、タイからで852名、外国人に占める割合にも63%と高くなっております。次に中国で、台湾の順となっております。

それと、その他の取り組みとして、平成27年度には、地方創生先行型交付金を活用し、多言語観光パンフレットを作成し、市内の観光施設に設置を行っております。これは英語、中国語2種類、韓国語、タイ語の計5種類のパンフレットを各5,000部作成しております。

また、同年になりますが、市内の観光施設の案内看板を、新設4カ所、既存の更新で7カ所において、日本語と英語の併記表示にするなど、外国人観光客の増加に対して受け入れ体制の強化を図っているところでございます。

また、平成28年度には、地方創生加速化交付金を活用し、インバウンド用の観光PR動画制作を含む観光プロモーション事業を行ったところでございます。

先ほど土井企画財政課長より御紹介があったNHKのドラマにおいては、タイでの放送に向けてもNHKのほうで交渉中と聞いておりますので、これまで以上に外国人観光客の受け入れ体制の充実を図っていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

御答弁ありがとうございました。

それではまず、発達障害について話題にしていきたいというふうに思います。

多分、学校現場では、そういうふうに発達障害が先天的なものであるというふうなことで、それ以外のことは考えないで多分対応されているんだなというふうに答弁を聞いて感じました。先天的では、はかれないぐらい、考えられないぐらい、やっぱり障害というのはふえていくんですね。いわゆる今まではそういう特別支援教育という考え方がなかったもので、そういうふうな考え方をすると、ああ、この子も当てはまるなというふうなことを言われていたんですが、もうそれでは判断、判定できないぐらいにやっぱりそういうふうな子供たちがふ

えているというふうなことで、その辺を問題視して、やっぱり学校現場は特に困っているだろうなと思ってこの話題をしたところでございます。

まず、少しずつ質問していきたいと思いますが、小・中学校の前にどこか、幼児関係は学校運営協議会内でお話しされるのかなと思ったものですから、まず、幼児の対象者19名というふうにおっしゃいましたけれども、これは、どこの部署が、どういう感じで人数を把握しておられるのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど教育次長から答弁がありました19名の件ですが、これにつきましては、平成29年6月現在において、児童発達支援を受けている就学前児童の数ということになります。この児童発達支援というのは、児童福祉法の規定により、身近な地域で支援が受けられるよう、さまざまなサービスが提供されております。その中のサービスの一つに、児童発達支援というものがございます。それを受けている就学前の児童の数ということで、これは厳密に言えば、発達障害の就学前の児童の数ではないということです。というのも、この中には児童発達支援を受けている就学前児童の中には、いわゆる身体、知的等の障害とか、または発達障害のある児童全てを含めて児童発達支援というのをしている関係で、児童発達障害だけの人数ということではございません。ただ、福祉課のほうで所管をしているんですけれども、発達障害の数というふうに限定されると、ちょっと今のところはっきりした数字は言えないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

多分、市のほうでも、すこやか教室とかいろいろなさっているんで、そちらのほうかなと思いますけれども、まず、やっぱりこういう一般的に指導するのが困難な幼児であられても、なるべく早期に見つけるというふうなことも大人の責任かなと思いますけれども、例えば、幼児の場合、保育園とか幼稚園からの情報提供といいますか、お母さん方に受診を勧めるとか、そういうふうなことがないとやっぱり親さんも気づけないというか、そういうこともあるのかなと思いますけど、そういうふうな、保育園、幼稚園との関連で、そういう発達障害の学習会とか、そういうことが行われて、早期発見が必要ですよとか、そういうのは、取り組みとか実践とかはございますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

保育園のほうでもはっきりと診断書とかがない段階で、いわゆる気になる児童については、保育士のほうを対応のために加配したいというような対応をとられておられます。そのため、保育所のほうでも気になるお子さんがおられたら、保護者の方の同意も得ながら、佐賀県の総合福祉センターというところで障害の判定をされますので、そちらのほうに申請をさせていただいて、そこで判定をいただいているというふうな対応はされているということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。特に幼児期でちょっとした対応が行われると、後で述べますけれども、もし環境的な要因があるとするならば改善することも可能であると思って、そういう情報を伝えておく必要があるなと思って質問したところでございます。

次に、学校教育、小・中学生についてお尋ねをしますけれども、先ほど特別支援学級「まなびの学級」に入っている方の人数を教えてくださいましたけれども、実は、多分これだけではなくて、通常学級におられる該当者といえますか、そういう方も、あるいはその傾向を示される方もおられるというふうに思いますが、これはもう具体的な数字じゃなくて感想でも結構でございますから、通常学級でのそういう状況はどういうものでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる特別支援学級以外、通常学級のほうに在籍する方で特別な指導を受ける必要があるのではないかというような児童・生徒の数ですけれども、小・中学校合わせて100名強ぐらいの方が通常学級に在籍されております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

多分、仕組みとしましては、昔は就学指導と言っていましたけど、今は特別支援ですかね、そういうふうなことで支援をして、そういう新たな入所を勧める形になっているのかなとい

うふうに思いますけれども、やはり状況としては、通常学級に100名というのは全体でしょうから、1学級については少ないのかなと思いますけれども、そういうふうに通常の指導がなかなか通らないというふうなことで、多分、教職員の方も、日々の授業、生活指導を苦労されているのかなというふうなことが浮かび上がってきますけれども、そういうふうな中で、先ほどやっぱり私は申しましたとおり、先天的というふうな学説といますか、そういうふうになっているということで、法的にはそのようにしか学校の中では動けないのかなというふうに思うんですけれども、市民レベルで言うと、そうではない取り組みをされている人も多くて、いろんな対応で症状が、例えば、ADHDと診断を受けたけれども、こういうことをしたら症状が改善したよというふうな状況が幾つか上がってきていますので、紹介を兼ねて、もしそんなことでよくなるものならばやってみたらどうだろうかという意味でも提案をしたいと思いますが、まず、以前もちょっと述べましたけれども、食事の偏りで新型栄養失調と言われる食品のミネラル不足が原因であるというふうに考えている方もたくさんいらっしゃいます。当然これも科学的実験で確かめられたわけではありませんというか、人体実験ですので当然できないので、証明がなかなか難しいということですが、さまざまなミネラル分を食事と一緒にいただくことにより、症状に改善が見られるケースが多数報告されていることで、食品のミネラル不足が原因で発達障害様の症状を呈する子供たちがいるのかなというふうなことが言われています。

もとより少年非行にかかわる事例ですけれども、大きな非行を起こした子供たちの日常を調べると、食事が非常に貧粗といますか、そういうふうなことで、食事を改善することによって攻撃性が消えたり、落ちつきが出てきたりというふうな事例をかつて生活指導なんかで勉強したところでございますけれども、そういう話をよく聞きます。

それから、当然よく御存じでしょうけど、カルシウム不足で骨がもろくなったとか、鉄分不足で貧血になったという話は御存じの方も多いと思いますが、例えば、精神的に不安定になる、例えば、カルシウムや亜鉛とか銅などが不足すると、神経の働きを保てず、精神的に不安定になる、そういうことも言われる。これが、いかにも発達障害様の症状が発現する要因というふうに考えることができるような事例もあるというふうなことでありますが、いろいろそういうふうな児童がいるんですけれども、例えば、発達障害者の家庭、あるいは養育の段階によって、どういう食事をとっているのかとか、そういうふうな指導をしたケースなどがございますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

さきの議会で樋口議員から、食育の関連でミネラル分の不足により偏食が見られるので、発達障害様の症状を見せる子供たちがいるのではないかという御提案をいただいたところで

ございます。そのときにも申し上げましたように、先ほど議員おっしゃられるように、ミネラルの中には、多量ミネラル、微量ミネラルということで例示にもありましたように、例えば、亜鉛の欠乏の症状、皮膚炎、味覚障害、神経感覚障害、認知症、機能障害というようなことがあるとされております。ただ、全てのミネラルで、その欠乏により起こる症状、多量摂取による症状というのが研究全てされているわけではございません。我々といたしましては、食事、食育関係につきましては、バランスのよい食事をとりましょう、朝食をとりましょうというようなことで御指導しているところです。

いずれにしても、健康な体をつくるためには、栄養のバランスのよい食事を心がけることと考えておりますので、そのような指導、取り組みをいたしておるところでございます。以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

やっぱりさまざまな家庭があらわれて、満足な食事がつukれないような家庭もあるというふうなこともありますし、例えば、こだわりのある子供というのは、ある意味、食事もこだわってしまうというふうなところもあって、これはどっちが先かというのはよくわかりませんが、それを改善することによって、ある意味、改善につながるというケースも聞いたこともございます。そういうふうには、ミネラル不足が原因で発達障害のような症状が発現する可能性があるということをもって指導に当たっていただければありがたいというふうに思います。

2つ目が、実はこれは前から子供環境の中で言われているんですけども、テレビとかスマホとか、そういうふうなものの使い方についてですけど、小さい子供さん、子育て——私も2歳になったばかりの孫がいて、なかなか子育ては手間のかかる仕事でございまして、ついおとなしくしているからといって、テレビやスマホで子供を遊ばせる方もあるかと思いますが、特に3歳まではなるべく遠ざけたほうが良いようです。そういった機器を使った子育てのことを電子ベビーシッターというそうです。電子で子守をさせるという意味でしょうかね。要するに、電子ベビーシッターによる子育てをすると、まず、言葉がおくれ、呼んでも振り向かない、人の声が雑音にしか聞こえない、人への関心が薄く、物だけ見て人に反応しない、人間の感性が育っていない、笑わない、表情が少ない。あやす、笑うというのが人間の基本的なコミュニケーションの基本というふうに思いますけど、そういうことが言われておりました、いわゆる自閉症の傾向につながる。自閉症というのはこういう子供を呼んだりしますので、そういうふうにつながるケースもあるというふうなことで、当然早くにそういったテレビは放棄して人間で育てると、会話をするというふうなことを続ければ改善をしたケースもあるというふうなことでしたけれども、これは特に幼児期なんですね。だから、

保険健康課のほうかなというふうに思いますけど、こういうふうな電子機器への対応指導と
いいですか、そういうことをされたケースがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

テレビだったりスマホだったりというようなことを、今、議員おっしゃられるようなこと
で指導したことがあるかというお尋ねかと思えますけれども、具体的に今、御提案というか、
御紹介があったような事例というのを把握しておりませんが、テレビゲーム、携帯の
ゲームだったり、スマホだったりというのは、長時間見ればということで悪影響を与える
というのは昔からの言われていることでもありますので、かなり長時間にわたる使用というの
はやめてくださいという指導は行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

いずれにしても、特に3歳までの子供、そういうのは、声かけとか肌の触れ合い、と
ても重要だというふうに思いますので、そういう特別な子供を除いても御指導のほどをどう
ぞよろしく願いいたします。

次に、昨年12月議会の一般質問で、ネオニコチノイド系薬剤の使用実態のお尋ね、蜂やア
カトンボの減少に大きな関連があるのではないかと指摘しましたが、今度は、子供の脳の発
達に影響する情報を得ましたので、これは大変だと思い、質問しております。

ネオニコチノイド系薬剤が発達障害様の症状になることに影響をしているという説をどの
ように考えておられるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

ネオニコチノイド系薬剤は、脊椎動物より昆虫に対して選択的に強い神経毒性を持った薬
剤で、人には安全とされまして、人への毒性の高い有機リン系の農薬にかわる効果的な殺虫
剤として、農薬を初め、家庭用の殺虫駆除剤やペット用のノミなど、幅広く商品化されてい
ます。さらに、溶けてから根から畑まで植物の隅々に行き渡る浸透性殺虫剤として、作物全
体を害虫から守る効果的な農薬ということで、今、使用されているようです。しかし、農産
物に被害を及ぼすカメムシなどのターゲットとなる害虫以外にも影響があり、特にミツバチ

とかに影響が大きいのではないかということでは言われています。EU圏内では使用の規制が行われていますが、日本では、国レベルでの使用禁止の規制は、現状ではあっていないという現状です。

また、人体への影響につきましては、大量に摂取した場合の症状としましては、血圧や脈拍などに起こる循環器系異常、けいれん、目まい、意識障害など、中枢神経異常、消化器系の異常が見られるということでは言われています。

発達障害との因果関係につきましては、国レベルでの報告はありません。しかし、警鐘を唱えてられる研究者が何人かいらっしゃるというのが現状でございます。

○議長（松尾勝利君）

3 番樋口作二議員。

○3 番（樋口作二君）

一般的に、そういうふうに人体には安全であるということで、もう使用されているということは私も知っていますが、実は2012年に実験が行われたときではっきりしたのが、ラットの小脳の培養細胞にこのネオニコチノイド系溶剤を点下すると、要するに、脳に異常が起こるといふようなことが観察されたんですが、2016年ですから去年ですね、国立環境研究所で動物実験が行われて確認がなされています。それで、これからやっぱり問題になってくるのかなと思うし、問題にしていかななくちゃいけないのかなと思うんですけども、先ほどおっしゃったとおり、EUは、その前からもう禁止の方向にいていますし、新たなネオニコチノイド系薬剤も禁止する方向にいていますけど、日本では、実は新しいネオニコチノイド系薬剤を認可する方向に行っているということが、これが問題視されているというふうなことで、そういうふうな中央の状況もそういうふうになっているから、当然こっちでもそういうふうになるというふうな、行政としては国レベルの考えでいかななくてはいけないのかなと思いますけれども、実際問題として現場、例えば、教育現場では物すごく困った状態が続いておりますので、どんな情報でもやっぱり掘り起こして、子供たちがより安全な、より正常な発育ができるような環境をつくっていくことも大きな私たちの仕事かなというふうに思います。これからも、この問題については、また注視をしていきたいと思っておりますので、今回の課題としてまたとっておきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、地方創生のほうに移りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

たくさん成果、あるいは課題まで上げていただきまして、ありがとうございます。私も予算がついていろんな取り組みがなされて、ある意味、非常に鹿島市が活性化しているというふうに思います。私が地方創生という意味で言ったのは、要するに地方が活性化するという意味の地方創生という言葉を使いまして、要するに地方が活性化しているかというふうなことでありますけれども、実際問題として、鹿島市が活性化しているからというふうなこ

とを市民が感じているかどうかということをちょっとお伺いしたかったんですけども、ちょっと答えにくいかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

鹿島市が今現在、地方創生の取り組みによって活性化しているかというお話かと思えます。

それぞれの地域で頑張ってもらっているとは思っております。それぞれのこれまで取り組んできた伝承芸能であったり、それぞれ地域で今まで取り組まれてきたことについて、地元いらっしゃる方は非常に頑張っているものと思っております。

ただ、人口減少と、やはり今だと経済の状況といいますか、本来、生計を立てる仕事のほうが非常に大変な状況にあられますので、地域のことに関心をもち、そういった機会が少しは、それよりまず自分の生活基盤を安定させるためのほうにやはり力を入れないといけないうこと、そういったことからすれば、地域の活性化という、まちおこしとか村おこしとか、そういった点では少し人口減少も相まって厳しい状況にあるのかなという印象は持っております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。人口減少もあるし、若者が少ないということもありますけれども、年寄りと一緒に頑張るくさいというふうな感じで、みんなもう頑張っておられるんじゃないかなというふうな意味の活性化は感じているところでもありますけれども、事業として活性化しているかなというふうなあたりをちょっとお尋ねしたわけです。

それで、実は明治維新事業についてですが、鹿島市独自の予算のほかに、2年間の県の事業費が来るというふうなことを先ほどおっしゃっていただきました。先ほどもちょっと述べられましたけど、まず、確実に言っておくべきことは、高校時分、「いやあ、ろっばさん、明治だよ」とかなって、1868年が始まりというふうなことで勉強したんですけども、それから数えて150年ということで、じゃ、明治維新の終わりはいつなのかというのは諸説があつたりいたしまして、多分幅広く考えて、例えば、明治の初期というぐらいに考えていいのかなというふうなことを思ったりしておりますし、維新ですから、新しく物すごく変わったわけですね。何が変わったのかなというと、やっぱり政治体制が1つ変わって、天皇中心の中央集権体制をひいたというふうなことと、もう一つはやっぱり資本主義の導入とか西洋文化を取り入れたということかなと思うんですけども、この辺をひとつ振り返らなくていいのかなというふうな感じがしてまして。

ということは、今まで150年前までは、ずっと先人たちが日本の文化を培ってきたわけですよ。新しい文化を取り入れて、ある意味それを否定していったといいますか、そういうふうな状況もあるのかなど。じゃ、今までの日本の文化というのは、すばらしくなかったのかというと、実はこの時期の文化を再評価する民主主義に、訪れた西洋の方々のたくさんの方の御意見が今言われておまして、例えば、明治10年から4年間、東京大学で生物学を教えたモース——モースというのは、高校の教科書に一番最初ごろ出てきたんですけども、有名な大森貝塚というのを発見した人で有名なんですけれども、日本人の感想として、衣服の乾燥、家庭の整理、周囲の清潔、自然及び全ての自然物に対する愛、あっさりしていて魅力に富む芸術、挙動の礼儀正しさ、他人の感情についての思いやり、これらは、恵まれた階級の人々ばかりでなく、最も貧しい人々も持っている特質であると述べられているというふうなことで、こういうふうな日本人の特質があったというふうなことで、そういうのをいろんな方が、実は当時の新しくやっぱり日本に來られて日本が珍しいといいますか、そういう人たちが残しておまして、ある意味こういうことも言われています。

これは、ペリーの次に來たハリスさんの通訳のヒュースケンという人の話ですけども、今、新しく西洋文化を導入しようとしているわけですよ。この進歩は本当におまえたちのための文明なのか。この国の人々の質朴な習俗とともに、その飾り気のなさを私は賛美する。この国土の豊かさを見、至るところに満ちている子供たちの楽しい笑い声を聞き、そして、どこにも悲惨なものを見出すことができなかつた私は、この幸福な条件が今や終わりを迎えようとしており、西洋の人々が彼らの重大な悪徳を持ち込もうとしているように思えてならない。つまり、日本のほうが人間らしい生き方をしているのに、西洋化する必要はないんじゃないかということをお西洋の人が述べられているというふうなことでございます。

今さら明治維新を否定するとか、そういうことではないんですけど、この期の人々の、特に庶民の生き方を洗い出し、教訓にするようなことも非常に大切だというふうに思いますが、ぜひこういった事業も中に取り込んでいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

樋口議員おっしゃられる、明治維新150年記念事業ということで、その関連ということで、当時の庶民の方の暮らし、人となりというところにスポットを当てた取り組みができないかということで、そういった御質問だと思います。

今おっしゃられたそのものの催し、企画というのは今のところちょっと考えてはいなかつたんですけど、今回、私どものほうが150年記念事業ということで、29年と30年にかけて今からいろいろと取り組みをしていくということで、1つは、先ほど紹介をいただきました八澤 隼之進を掘り起こして調査するというので、これは今まで鹿島の歴史の中でも表になかなか

か出てこなかった人ということで、基本的に鹿島のその当時の歴史というのは、鹿島藩の立場から今までずっと捉えられていたところを、また、脱藩されて技能士ということで活動された、そういった視点からまた鹿島の歴史を見て、光を当てて捉えてみるというふうなところが1つ。

それから、そのほかの事業ということで、鹿島の食にスポットを当てた鹿島御膳などの事業というところ、それからまた、これは案の段階ですが、平成30年が、鹿島市民図書館の前身であります藤津図書館の開館から100周年ということで、それにちなんで記念事業の開催を検討しているということで、今のところ、案ということで、鹿島市の図書館、図書のあるいろいろなそういった取り組みというのは、最初のころ、鹿島鍋島家の力ということで、特に鍋島直宜公に関する、そういったところの作用が大きかったということで、そういったところを関連した事業を今検討されているところです。

これ以外にも、30年度までの中で、城の中であつたりとか、それから図書館、エイブル、田澤記念館等との関係団体とも連携したところで取り組みというのができていければと考えております。

いずれにしても、こういった取り組みの中で多くの市民の方に、郷土の歴史とか、それから愛着とか誇り、それから、そういった中にその背景にある地域の風土とか、地域のつながり、人のつながりというのを感じていただいて、そういったものを将来に向かってつないでいただきたいということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。何か非常にこの時期の人、ある意味、150年間、我々は進歩したのかなと、そういうおそれと申しますか、ある意味こういう先人たちの意識が受け継がれて私たちがいるんだということも、ぜひ受け継いでいかななくてはいけないと思って話題にしたところでございます。

最後の項目ですけど、関連しますけれども、そういうふうな歴史の中で私たちが存在するわけですけども、特に近年も日本人としてのそういう意識は受け継がれているということが、例えば、東日本大震災や熊本地震でも示されたというふうに思います。お互いを支え合い、助け合う日本人の姿は世界中に報じられ、大きな感銘を呼びました。略奪するのではなく、崩壊したお店の前につくられた仮設のレジの前にちゃんと並んで商品を買う日本人、地元の体育館などの避難所でも見事に秩序は保たれ、子供や女性などの弱い人々をみんなで守る姿、ほかにもたくさん、そうした日本人の国民性のすばらしさが感じられましたと報道されておりましたけれども、そういうふうな日本人の本質的な部分での持つ強さとか優しさ、あるいは真面目で勤勉でお互いに助け合おうとする日本人の国民性が、やっぱり徐々に、そ

して、確実に世界の人々に知られてきているのではないかなというふうなことでありますので、ぜひインバウンド客がふえても、日本人らしい、何か誇りを持ってといいますか、普通にすれば日本人が発揮されるわけですけれども、特別なことをするのではなくて、たくさん来られる外国の方にも、そういう日本人の特質を持って接していければ、より日本がまた評価されることもふえていくのではないかなというふうに思います。正々堂々と日本語で外国の方と接していくことで、何か日本語というのはやっぱり特別な言語であって、西洋の方というのは、虫の音が雑音にしか聞こえられないそうでございます。多分いろいろ文化の違いとか、母音を持っているので、そういうふうな区別がつくのは日本語の特徴であるとか、例えば、オノマトペとって、雨がザアザアとかなんとか、そういうふうな表現、自然現象に対する表現、虫の音に対する表現とか、日本語は物すごく多いというふうなことも聞きます。そういうふうなすばらしい日本ですから、ぜひ誇りに思っって外国人観光客に接していくことが大切だというふうに思います。

最後に、「ガタの国から」のお話をされましたので、先ほどタイでもドラマ化されて放映されるということで、もしタイでも放映されたらますますタイ人の来客が増加するということについてはどういうふうに見込まれておられるのか、最後に御質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、タイ人観光客の増加についての対応ということですが、先ほどのかしま観光戦略プランは、29年の3月に改定を行ったものになります。それで、インバウンド対策協議会というのがありますので、その中で、タイ人を含めた外国人観光客に対してのおもてなしだっりの対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。ことしは非常にNHKブームで、「ガタの国から」だけではなくて、例えば、生物番組の「ワイルドライフ」とかあります。「さわやか自然百景」とかいろんな取材を受けて、ますます鹿島市が盛り上がるのかなというふうに思っって、これも、鹿島市の活性化につながればいいなというふうに思います。

最初に述べました発達障害のことですが、これも含めて、子供たちが心身ともに健康で伸びやかに成長し、それからもう多くの先人たちが精いっぱい生きたあかしとして私たちの鹿島市民の人間性があるというふうに思っますので、そういうことも含めた人間性ととも鹿島市が発展するということを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で3番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明21日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時2分 散会